

かながわ里山づくり構想

平成15年3月

環 境 農 政 部

はじめに

里山は、人の手による管理で維持されてきた身近な環境である。田畑、山林、農家集落で構成される里山の景観は、多くの人々にふるさとをイメージさせるものであるが、近年は、多様な動植物が生息、生育する環境、農村の伝統的な行事や技術を育む場としても、評価されるようになってきている。

従来、里山については、主に農業や林業の振興の観点から行政施策が行われてきたが、里山の農地や山林は、生産性があまり高くないことから、施策の対象としての評価は低く、必ずしも十分な取組がされてこなかった。

また、大都市近郊を中心に、環境行政の側面から緑地を保全する取組が行われてきているが、平凡な里山を対象にした取組は、やはり十分ではなかったと言える。このような中で、里山は、社会経済環境の変化、農林業の停滞などによって荒廃が進んでおり、都市近郊では、開発などで減少傾向が続いている。

近年、里山の環境を活かした公園の整備、法に基づく都市緑地の指定、緑化基金による緑地の買取などの取組も増してきているが、現在の厳しい経済環境、自治体の財政状況の中にあっては、これらの施策の拡大は困難である。

一方、里山に対する人々の関心は高まる傾向にあり、市民のグループが里山の清掃、下草刈りなどの管理を行うといった事例が各地で芽生えてきており、社会の成熟化に伴って、今後このような市民の活動はさらに活発化するものと考えられる。

このように、里山の多様な価値、機能が認められる一方、本県の里山の荒廃、減少には著しいものがあり、里山の保全に向けて、従来の施策を超えた新たな取組が必要となっている。

本県では、平成13年度に環境農政部職員9名によりプロジェクトチームにより里山についての調査研究が行われ、農家と市民グループとが連携して里山の保全・活用を図る取組が提言されたことを受けて、平成14年度に県内の里山の実態把握を行うとともに、大学の研究者、NPO団体のリーダー、農家代表等9名を構成メンバーとした懇話会を設置して、里山保全の具体策構築のため、意見の聴取などを行ってきた。

この「かながわ里山づくり構想」は、県内の里山の实態調査結果、懇話会での意見、里山保全の取組事例などを参考として、本県における「里山づくり」の枠組みを、「里山づくりの基本的な考え方」、「農家と市民の協働の取組」、「里山づくりの展開方法と発展の方策」として整理したものである。

この構想を参考に、県、市町村、関係団体が連携しながら、農家と市民が主役の里山保全の取組を育て、各地に活動の輪を広げ、里山の自然、文化の保全と地域の農業の活性化を図れればと考える。

目 次

里山の概況

1	里山とは	1
	(1) 里山とは	
	(2) 里山の特性	
	(3) 里山保全の意義	
2	里山の現状	3
	(1) 農地や山林の減少	
	(2) 農地や山林の荒廃	
3	里山を巡る動き	7
	(1) 里山の保全・活用に関する市民活動	
	(2) 里山の保全に関する行政の取組	
	(3) 自然再生推進法の制定	

県内の里山

1	県内の里山の分布	9
	(1) 里山の抽出の考え方	
	(2) 里山の分布、特徴、形状	
	(3) 里山を構成する農地や山林	
	(4) 地域制緑地等との関連	
2	市民グループによる里山の保全活動の状況	13
	(1) 市民グループによる里山保全活動の分布	
	(2) 市民グループの活動の傾向	
3	県内自治体等の里山保全に関連する取組	18
	(1) 県内の自治体の取組の例	
4	里山の保全の取組の課題	21
	(1) 地域主体の取組の積極的な展開	
	(2) 市民参加による保全活動の発展・条件整備	
	(3) 行政の取組の連携と棲み分け	

新たな里山保全の取組

1	新たな取組の必要性和「里山づくりの目標」	23
2	「里山づくりの基本的な考え方」	23
3	「里山づくり」の視点	23

(1) 地域の農業の活性化	
(2) 地域の市民との協同	
(3) 地域を基本とした活動の展開	
4 「里山づくり」の留意点	24
(1) 地域の農業の活力をふまえた取組	
(2) 活動の発展を視野においた取組	
(3) 里山の特徴を踏まえた取組	
5 「里山づくり」の進め方	28
(1) 里山保全のための意識啓発	
(2) 地域の協議会、地域の計画づくり	
(3) 「里山づくり」の展開	
(4) 「里山づくり」のタイプ	
6 里山保全の具体的なメニュー	32
(1) 地域の主体的な取組	
(2) 行政の支援	

里山の概況

1 里山とは

(1) 里山とは — 農地と山林、集落が一体となった地域 —

「里山」という言葉は、近年、里山に対する市民の関心の高まりに併せて、広く一般に使われるようになったが、さまざまな捉え方がされており、「里山」の定義として、統一的なものは、現在のところないとされている。

一般的な里山の考え方の中では、「人間の働きかけ、人間の手による管理、二次林、薪炭林、雑木林、農地（田んぼ、畦、ため池）、集落」が概ね共通している概念であり、この構想では、「里山」を、かつて薪炭林として集落の生活を支えていた雑木林とその周辺の田んぼなどの農地、水源、水の流れが一体となった地域の概念として、またはそれに類似するような地域の概念として捉えている。

(2) 里山の特性

変化に富んだ景観

里山の景観は、農地（田、畑）、山林、集落など多様な環境が調和して一体となっていることに加え、耕うん、種まき、収穫などの農作業や祭りにみられる四季折々の生活感や、自然の変化も反映して、日本人が持っているふるさとのイメージに近いものがあり、日本人の感性を育ててきた「日本的な原風景」と言われている。

生物の多様性

里山は、農作業や人々の日常生活を通して、人の手が入ることで二次的な自然が形成されている。水田、畑、水路、雑木林など多様な環境があることを背景として、サシバ（野鳥）、メダカ、ギフチョウ（昆虫）、カタクリ（草花）など、里山に特有の動植物が棲息している。

環境省の調査では、絶滅危惧種が集中して生息・生育する地域の5割前後が里山（里地里山）に分布するとされている。

農業生産の場及び農村の文化・技術

里山は、水稻をはじめ、いろいろな農作物の生産の場である。また、里山には、蕎麦づくりなど、地域で生産される農産物を用いた食文化、また炭焼きや、わらじづくりなど、里山で採取されるものを使用した農家の技術や、農村の各種行事も含めて、都市とは異なった地域の伝統・文化がみられる。

(3) 里山保全の意義

管理が不十分な里山に手を入れ、その環境を良好に維持することは、身近な自然とのふれあいの促進、農業などの生産基盤としての機能の向上、地域農業の活性化、湛水機能はじめとする多面的機能の維持など、地域の人々の日常生活だけでなく、都市に住む人々にも関わるさまざまな機能の向上に効果がある。

農業のある地域づくり

里山の風景や里山の良好な環境、農林業で培われた技術や知恵、農村に伝わる文化は、人々の地域への愛着を高め、郷土意識を醸成することから、里山づくりの発展は、地域づくりに対する住民参加を促進する。

また、里山の管理への市民参加は、里山の自然とのふれあい、農業や農村文化とのふれあいの機会をいろいろな形で提供することになり、都市住民と地域の人々の交流、地域住民と農家の交流を促進し、農業をはじめとして地域の活性化に寄与する。

身近な自然の体験や学習

里山は、身近な自然と接する機会が少ない都市住民に、さまざまな動植物と接する機会や、森林ボランティアや農作業体験などの機会を提供し、心身をリフレッシュする効果がある。

また、子どもたちが健全な感性を育くむうえで、里山に生息する昆虫や季節の移ろいを感じさせる里山の風景にふれることは大切であり、農林業の原体験や環境学習の場として重要である。

地域からの環境保全への寄与

里山を構成する山林や水田は、水源涵養としての機能や湛水機能を有するほか、土壌や植物と相まって水質浄化の機能も発揮している。また、適切に管理されることで、土砂の崩壊防止や流出防止などの機能も発揮する。里山の山林は、樹木が光合成作用で二酸化炭素を吸収することから大気調節機能も果たしている。

地域の「里山づくり」は、広域的な環境の保全にも貢献し、地球レベルで課題となっている温暖化の防止などに向けて、人々が身近でできることを自主的に取り組む意識を芽生えさせる効果をもっている。

2 里山の現状

(1) 農地や山林の減少

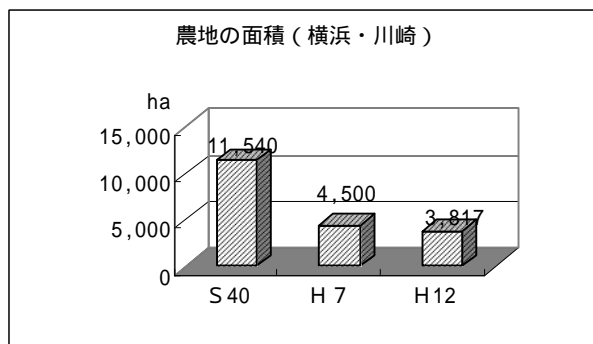
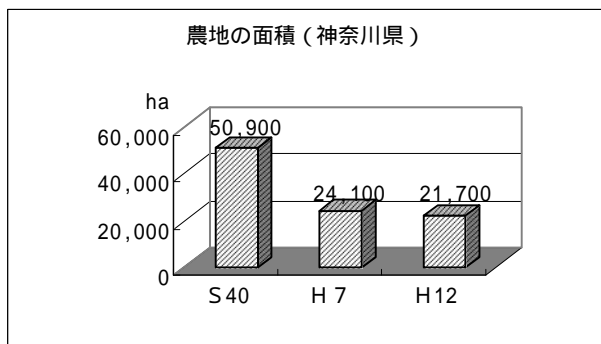
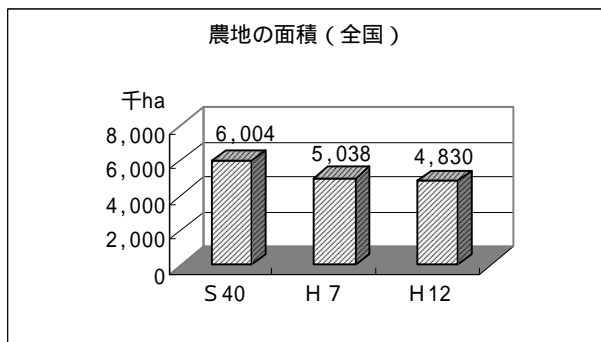
里山は、都市化の進展等土地利用の変遷によって減少している。特に、高度経済成長に併せて、1960年代後半から大規模な住宅地の開発が行われたことで、里山の減少は大都市の郊外をはじめ都市部で顕著であった。

農地の状況をみると、全国では、昭和40年の 600万4,000 ヘクタールから、平成12年には 483万ヘクタールと19.6パーセント減少しており、平成7年からの5年間でも 503万8,000ヘクタールから 4.1パーセントの減少となっている。

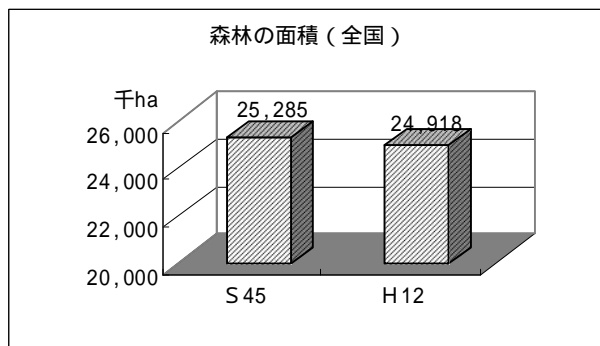
神奈川県では、昭和40年の 5万 900ヘクタールから平成12年には 2万1,700 ヘクタールと58.0パーセント減少しており、平成7年からの5年間でも、 2万4,100 ヘクタールから10.0パーセント減少している。特に、横浜市・川崎市では、昭和40年に合わせて11,540ヘクタールあった農地が、平成12年には、 3,817ヘクタールと66.9パーセント減少しており、平成7年からの5年間では、合わせて 4,500ヘクタールから、 15.2パーセントの減少となっており、減少の幅が大きい。

また、山林の状況をみると、全国で昭和45年に 2,528万5,000 ヘクタールあった森林は、平成12年には 2,491万8,000 ヘクタールと 1.5パーセント減少している。

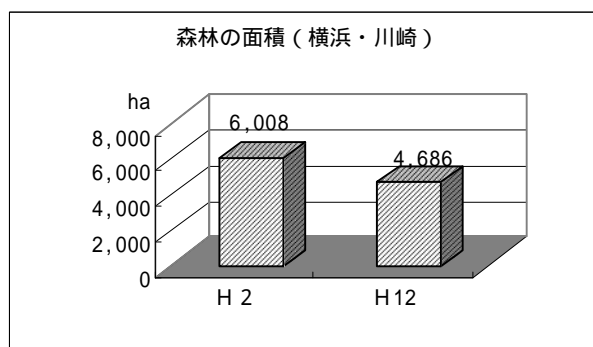
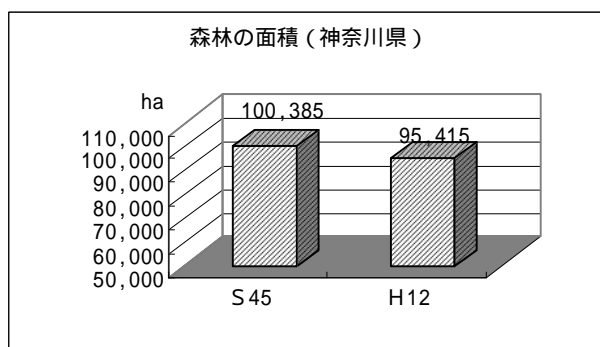
神奈川県の状況をみると、昭和45年に10万385 ヘクタールあった森林は、平成12年には 9万5,415 ヘクタールと 5.0パーセント減少している。横浜市・川崎市では、平成2年に、合わせて 6,008ヘクタールあった森林が、平成12年には 4,686ヘクタールと22.0パーセント減少している。



（農林水産統計年報）



（世界農林業センサス）



（神奈川県農林水産業動向年報）

（2）農地や山林の荒廃

原始的な自然とは違って、本来、人の手が入ることによって維持されてきた二次的な自然である里山は、減少しているだけではなく、質的な面でも人の手が入らなくなったことにより荒廃している。

その原因の一つには、農家の高齢化や、農林業から他産業への人材の流出により農家自体が減少したことが挙げられる。

例えば、農業従事者のうち65歳以上の占める割合は、全国で、平成2年に21.8パーセントであったものが、平成12年には34.6パーセントに上昇し、神奈川県でも、25.2パーセントから35.8パーセントに上昇している。また、就業者数総数に占める第一次産業就業者数の比率は、全国で、昭和40年に24.7パーセントであったものが、平成12年には5.0パーセントに低下し、神奈川県でも、6.1パーセントから1.1パーセントに低下している。

もう一つの原因として、昭和30年代ごろまでは、人々の生活エネルギー源の中心は薪炭であったが、エネルギー革命によって薪炭が石油にとって代わられたことで、農家の人たちが里山に入って薪炭の供給源であったコナラやクヌギなどを伐採し（人の手が入る）なくなったことが挙げられる。

農業も、薪炭の燃えかす（草木灰）を肥料として使用したり、里山で採取した多量の落葉を堆肥として使用するなど、かつては里山と密接に結びついてしたが、化

学肥料の普及などにより、現在ではそのようなことも少なくなっている。

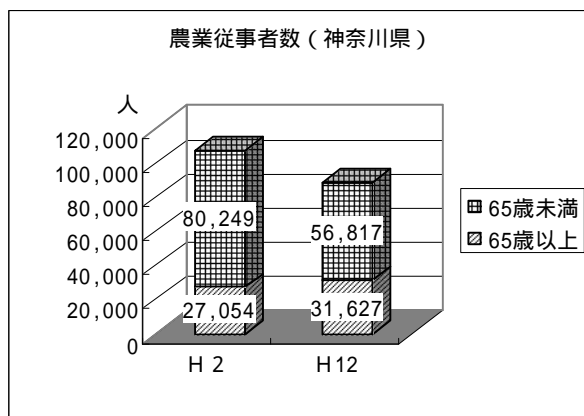
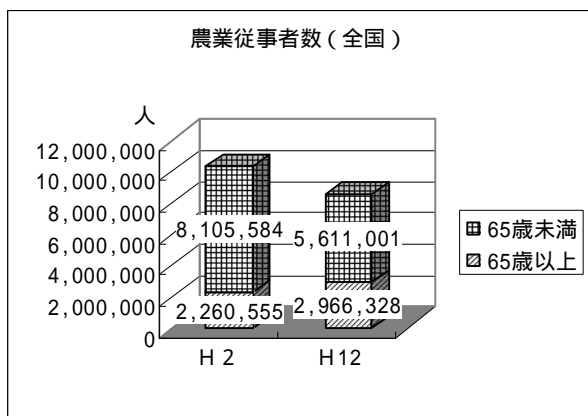
特に最近、農林業の採算性の低下、林業の停滞等から放置されている農地や雑木林の増加が著しい。

最近の農地の荒廃についてみると、平成7年に全国で161,771ヘクタールであった耕作放棄地は、平成12年には210,019ヘクタールと29.8パーセント増加しており、神奈川県では、平成7年に1,214ヘクタールであった耕作放棄地は、平成12年には1,445ヘクタールと19.0パーセント増加している。

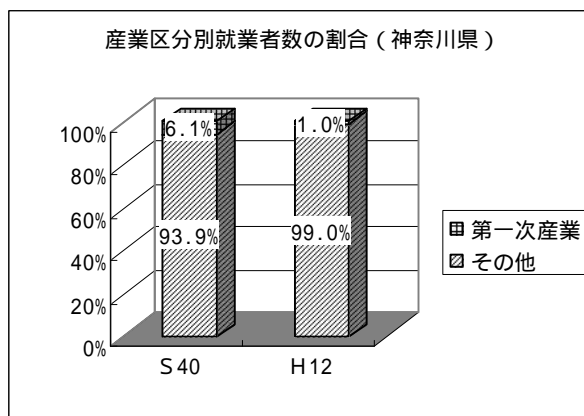
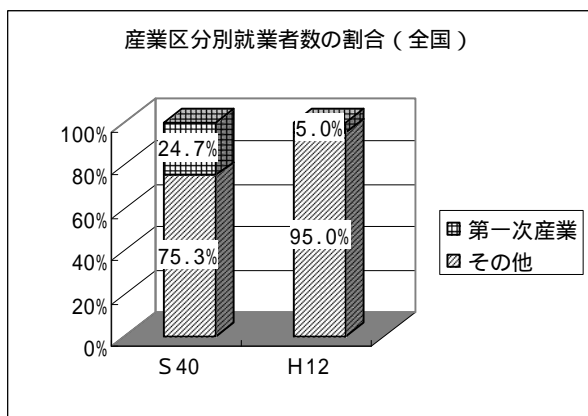
また、山林がどのような樹齢の樹木で構成されているか（林齢）について、全国の平成7年のデータを見ると、50年生までの天然林6,383,000ヘクタールのうち、31年生から50年生までのものが4,706,000ヘクタールと73.7パーセントを占めており、森林の老齢化の状況がみられる（ ）。

神奈川県の地域森林計画対象民有林の平成9年のデータを見ると、標高がおおむね300メートル以下（生活保全森林ゾーン）の天然広葉樹林では、50年生までの山林9,750ヘクタールのうち、31年生から50年生までの山林が9,584ヘクタールと98.3パーセントを占めており、同じく森林の老齢化がみられる（ ）。

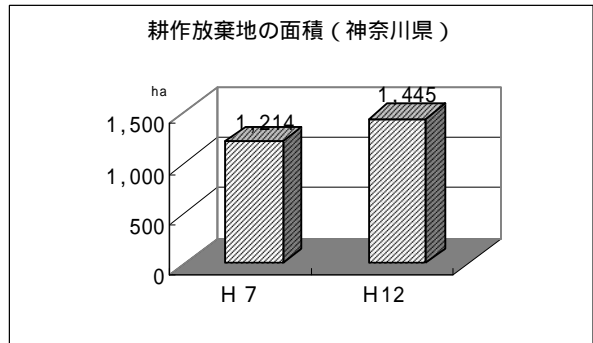
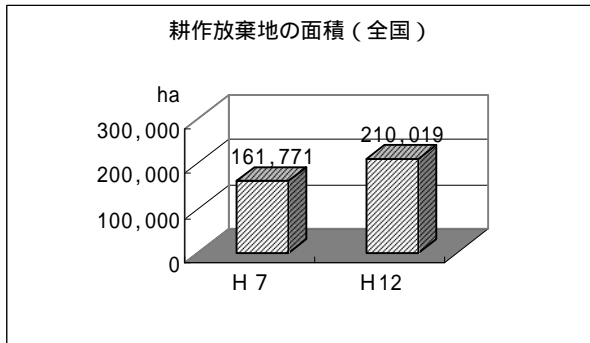
山林の林齢別の構成のバランスがとれていないのは、伐採や下草刈り等の手が入らなくなったことにより、更新がされていないことも一因であると考えられる。



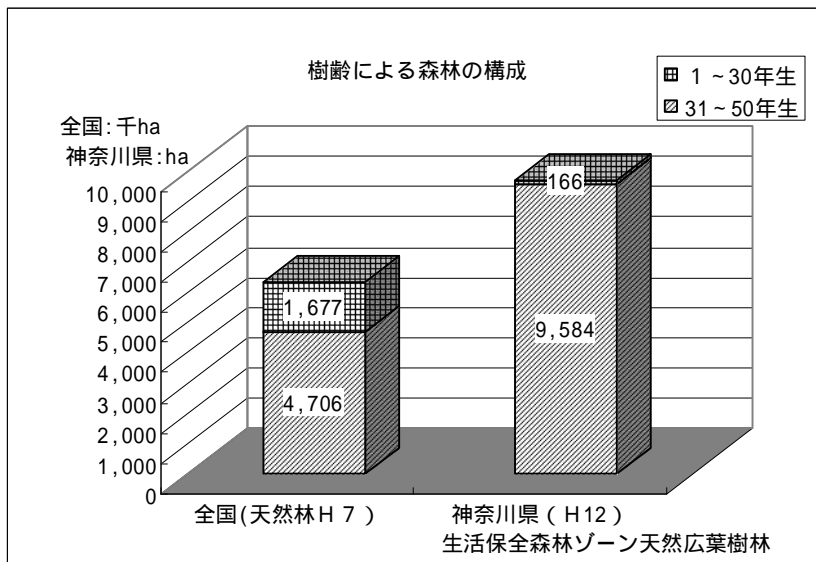
（世界農林業センサス）



（国勢調査）



（世界農林業センサス）



（林野庁、神奈川県環境農政部林務課）

3 里山を巡る動き

里山の減少・荒廃が進行する一方で、里山に対する多様な価値観が見いだされ、身近な自然の保全、地域興し、レクリエーションなどのために、全国各地で里山の保全・活用を図る取組が始まっている。

特に、大都市近郊では里山が希少になっていることから、市民参加型の活動が展開されており、行政が、市民への憩いの場の提供、耕作放棄地の解消の支援などといった形で関わるケースも認められる。

市民参加を促進する取組や、緑地の買上げ、公園としての整備や簡易な施設整備の助成も行っている事例もある。

このような中で平成15年1月から「自然再生推進法」が施行され、「里山」も含めた自然環境を保全、再生、維持することに重点をおいた総合的な取組が推進されることとなった。

(1) 里山の保全・活用に関する市民活動

多様な主体

里山保全活動の主体は、行政や第三セクターなどが呼びかけ個人や市民グループが参加するもの、市民グループが独自の取組として行うもの、企業が、社員や地域住民を巻き込んで行うものなど、多様である。

多様な活動フィールド

行政や第三セクターから提供された公有地等を活用するもの、市民活動グループが直接、地権者から借り上げた民有地を利用するもの、トラスト制度を活用して寄付を募り基金で活動フィールドを購入して行うもの、企業が社員や地域住民に社有地を提供してするものなど、多様なフィールドで活動が展開されている。

多様な目的

里山の多様な生物の保全、景観の保全、里山に関わる文化や技術の伝承といった、それぞれのテーマを持った多様な活動が行われている。

その中には、野外レクリエーション活動や生きがい対策として里山の保全活動を行ったり、子どもの情操教育を目的として行ったりすることが、結果として里山の保全活動につながっているものもある。

多様な形態・内容

フィールドで行われている活動の形態や内容も多様である。

市民活動グループが地権者から伐採や下草刈りなど山林の管理のみを任されていたり、炭焼きやきのこ栽培などをレクリエーション活動に取り込み利用することで、管理に関わるものもある。

また、農家の指導を受けながら、農作業に従事して、収穫物を分配したり、荒れ地となっている棚田を復元する活動もある。

(2) 里山保全に関する行政の取組

市民参加の促進

行政が、市民に憩いの場を提供するなどの目的で、地権者と協定を結んだ森林を、市民グループにフィールドとして提供し、手入れをしてもらうなど、地権者と市民グループの間にはいって里山の保全を進める取組や、地権者や市民グループへの助成を行う取組が行われている。

また、遊休農地の解消や利用促進の方策として、自治体が耕作放棄地を利用して、都市住民等を対象とした農業体験等の取組を行っている事例もある。

第三セクターでも、里山保全のためのリーダーを養成する人材育成の取組や、ボランティアを募って森林の手入れを行っている。

里山の購入

自治体や第三セクターが、行政の出資や民間からの寄付で造成した基金によって、ナショナルトラスト運動を展開している。主に都市部で保存の必要度の高い緑地を購入したり、緑地の寄付を受け入れることで里山の保全を図っている。

また、「都市緑地保全法」に規定する「緑地保全地区」や「首都圏近郊緑地保全法」に規定する「近郊緑地特別保全地区」に指定した緑地を地権者の申出に基づいて購入することもある。

なお、民間が主体のトラスト運動により緑地を購入し保全している取組もある。

公園の整備、環境の整備

近年、里山の環境を活かして、従来の人工的な営造物による公園ではなく、雑木林や水田等、里山の景観、環境をできるだけ残す形の公園整備が行われている。

また、農業施策の一環として散策路や地元農産物の直売所等、簡易な整備の助成を行い、地域の農業を振興することで里山の保全を図っている事例もみられる。

(3) 自然再生推進法の制定

従来の自然環境の保全に関する法律は、里山を直接対象としたものではなかったが、河川、湿原、干潟などの自然環境と併せて、里山（、里地）の自然環境の保全を図る「自然再生推進法」が平成14年12月に制定され、平成15年1月に施行された。

地域住民、NPO団体、専門家など多様な主体が参画した、地域主導のボトムアップ型で新たな取組を進めていくものとされている。

国では、出先機関に相談窓口を設置するなどの取組を、環境省、農林水産省、国土交通省をはじめとした関係行政機関が連携して進めることとしている。また、県内の三浦半島や多摩丘陵を対象として、自然の保全・再生の具体化に向けた取組について、関係行政機関による検討がされている。

県内の里山

1 県内の里山の分布

(1) 里山の抽出の考え方 — 里山の景観を有する地域の抽出 —

この「かながわ里山づくり構想」の策定にあたって、里山の抽出の考え方として、里山を、農家集落（農業センサス）を単位とする「農地と山林、集落が一体となった地域」とした。

なお、農家集落で抽出したのは、次の理由からである。

- ・「里山づくり」を地域を中心とした取組として考えていること。
- ・里山は農業と密接に結びついて維持されてきたもので、雑木林は入会地として集落単位で管理されていた場合が多く、集落単位で考えることで、円滑で効果的な事業の推進が期待できること。
- ・里山の保全には、地域にあった農業を展開して農地の保全を図っていく必要があり、集落のまとまりで捉えている「地域農業振興計画」との整合をとることが効率的であること。
- ・集落単位で考えることで、農地と雑木林が一体となった取組の対象として適当なまとまりをもった地域が抽出できること。

また、農地、山林（樹園地を含む）、その他の土地利用（農家集落等）がバランスよく存在していることが里山の景観という点からも重要であることから、あらかじめ県内の良好な里山景観を有している地域を比較検討し、都市計画基礎調査（平成7年）土地利用データをもとに次の基準を目安として里山地域を選定した。

農地 10～50% 山林 10～65% その他の土地利用 10～50%

(2) 里山の分布、特徴、形状

農地と山林、集落が一体となった里山地域として、134カ所が抽出された。その分布状況は、相模川以東が29カ所、相模川以西が105カ所で、県西部に多く分布している。また、県内の里山は、その分布から、

横浜市、川崎市、藤沢市などの都市部の郊外の里山

三浦半島、大磯丘陵などの丘陵地帯の一部を構成している里山

丹沢・箱根山塊のすそ野を構成している里山

津久井の山間部の里山

の4つに区分できる。

さらに、それらの里山には都市化の進展度、農業の形態等に応じた多様な形態がみられる。すなわち、

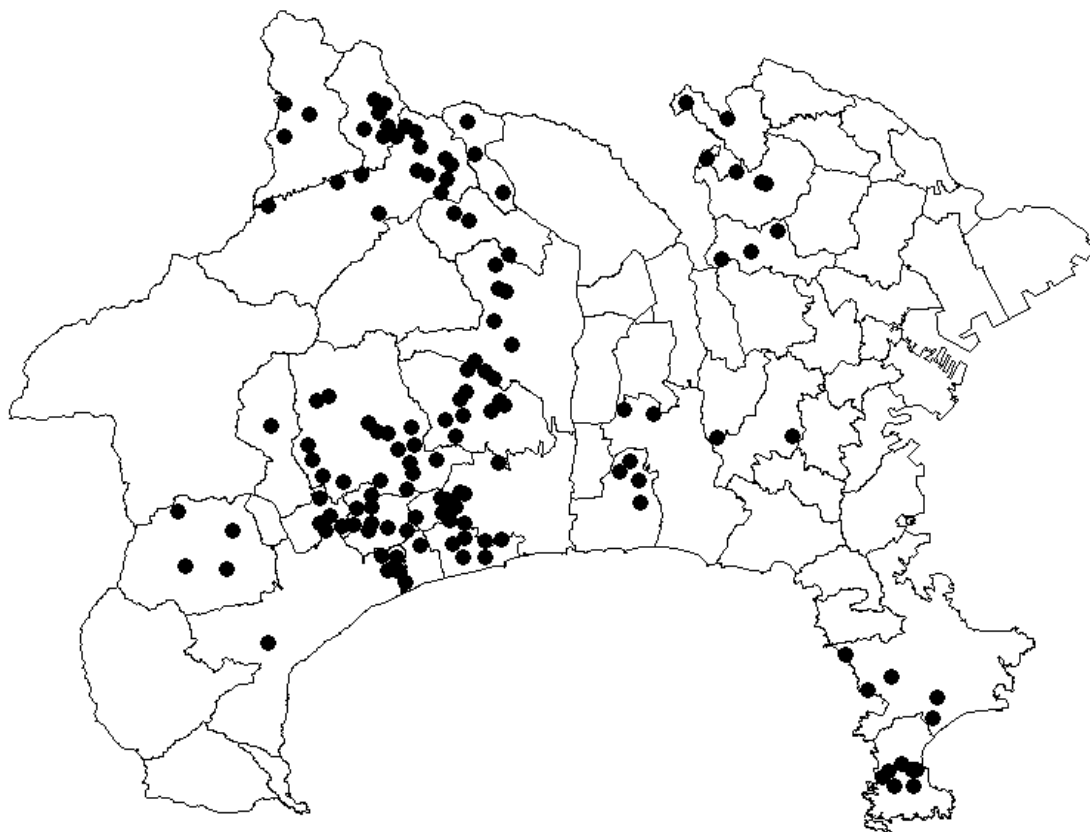
横浜や川崎など都市化が進んだ地域の里山では、周辺が開発され、住宅地等で囲まれている。水田が比較的残っており、里山の景観の一部を構成している。

三浦半島南部の里山では、キャベツやダイコンなどの区画が広い畑が里山の種主要な景観となっている。

丹沢山地の麓の里山では、奥行きが深い谷戸を形成しているものが多く、茶やミ

カンなどの樹園地や様々な作物の畑が里山の景観を構成している。
箱根外輪山の山麓部の里山では、傾斜地がミカン園地や梅園として活用されている。

里山の分布



(3) 里山を構成する農地や山林

134カ所の里山の総面積は、20,015ヘクタールであり、その内訳は、農地 4,772ヘクタール（23.8パーセント）、山林 9,670ヘクタール（48.3パーセント）、その他の土地利用 5,573ヘクタール（27.9パーセント）である。

里山の農地は、県全体の農地面積29,868ヘクタール（都市計画基礎調査（平成7年）土地利用データ。以下同じ）の16.0パーセントを占めている。なお、里山の耕作放棄地は 263ヘクタールであり、これは県全体の耕作放棄地 1,138ヘクタールの23.1パーセントを占めている。

また、里山の山林の面積は、県全体の山林面積95,496ヘクタールの10.1パーセントを占めている。

	県全体の面積 (ha)	うち里山部分 の面積 (ha)	里山部分の 占める割合 (%)
県全体	240,579	20,015	8.3
農地	29,868	4,772	16.0
山林	95,496	9,670	10.1
耕作放棄地	1,138	263	23.1
農業振興地域	11,277	2,127	18.9

平成7年都市計画基礎調査土地利用データから

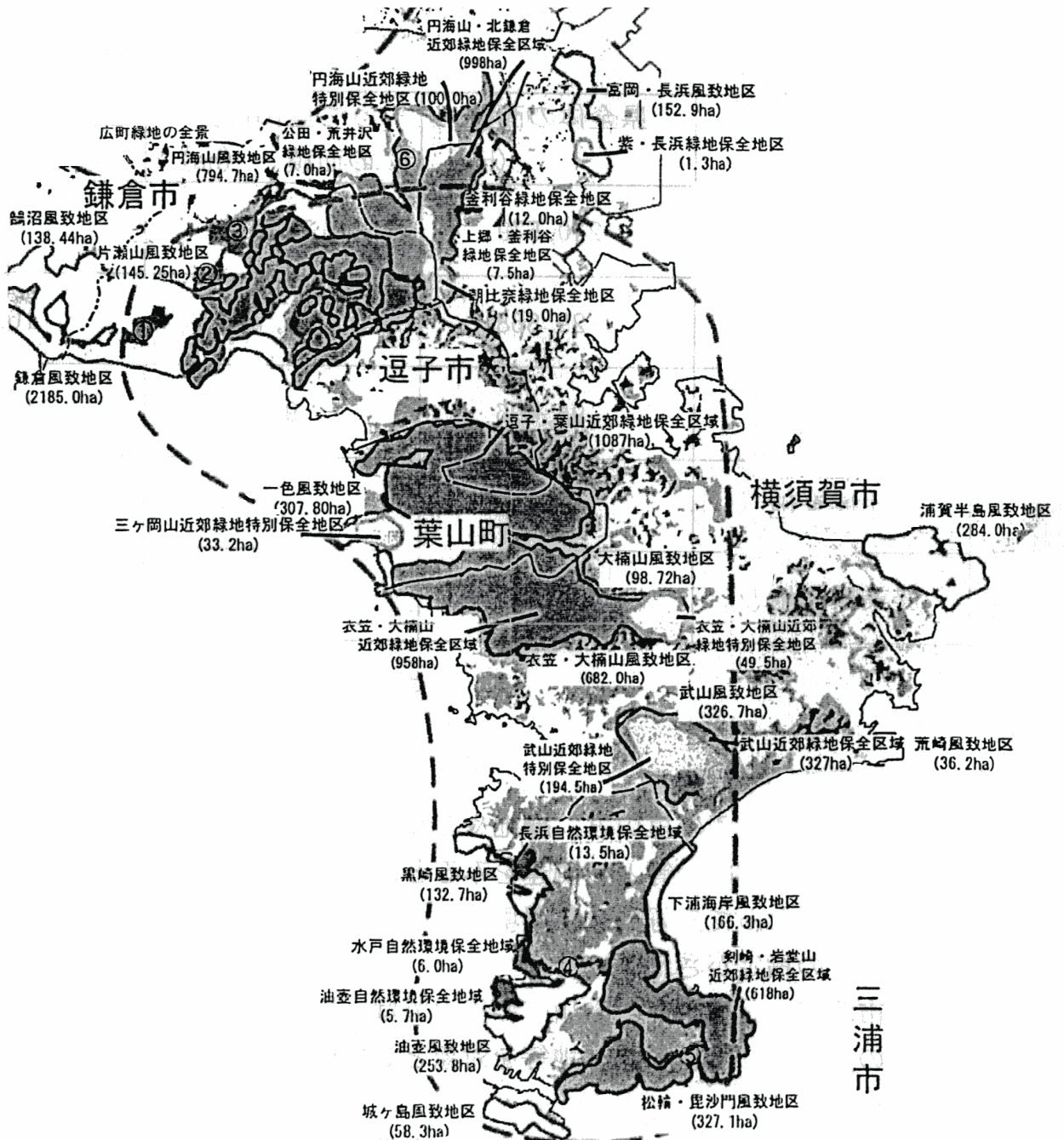
(4) 地域制緑地等との関連

- 抽出した 132カ所の里山と、緑地や自然環境等を保全するために地域指定が行われている地域制緑地等との関連をみると、三浦半島の里山地域で、樹林地、水辺等が一体となって良好な自然環境を形成している地域を対象とする「近郊緑地保全区域」の指定がされている。
- 横浜市北部、三浦半島、愛川町の里山では、樹林、水辺等の自然が豊かな土地、郷土の景観として重要な土地等を対象としている「風致地区」の指定がされている。
- 都市計画区域内の景観が優れ、良好な自然環境を形成している「緑地保全地区」は、横浜市・川崎市を中心に指定されているものの、その面積が比較的小さく、抽出した里山では、該当する地域がほとんどみられない。
- 貴重な自然環境が残る地域を対象としている「自然環境保全地域」は、南足柄市や山北町等の山林部を中心に指定されており、抽出した里山では、該当する地域

がほとんどみられない。

- ・「保安林」は、水源涵養保安林、土砂流出防備保安林が大部分を占め、南足柄市、山北町など、丹沢を中心とした山間地域に指定が多いため、抽出した里山地域では、該当する地域がほとんどみられない。

三浦半島の近郊緑地保全区域等



2 市民グループによる里山の保全活動の状況

「里山づくり」の推進には、市民グループによる保全活動が欠かせないことから、県内の里山で活動を行っているグループの中から70グループを対象として、市民グループの活動状況について、調査を行った。

なお、神奈川県は、全国的にみて市民による里山の保全活動が盛んな地域である。

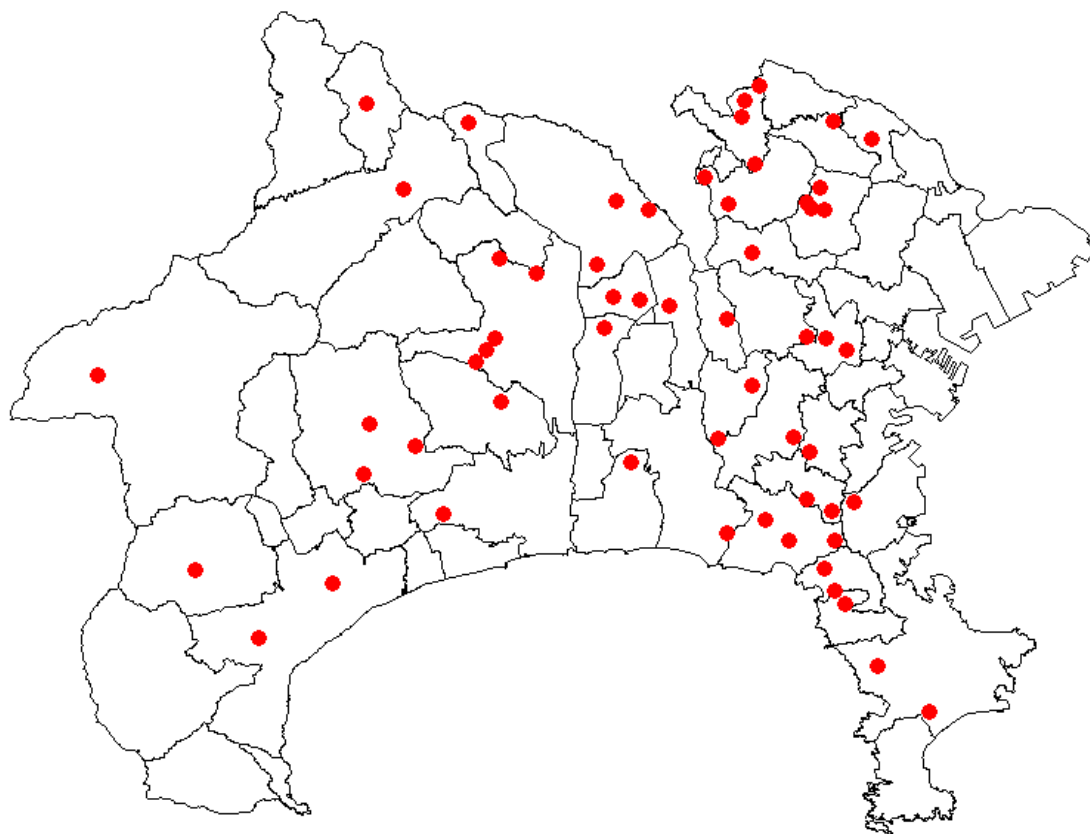
(1) 市民グループによる里山保全活動の分布

市民グループによる里山保全活動の分布を、それらが主たる活動のフィールドとしている里山でみると、相模川以東の里山を主な活動フィールドとしているグループは52、相模川以西の里山をフィールドとしているグループは18であり、県東部での活動が多く、県西部では少ないことが明らかになった。

県東部は、人口が多く、里山等身近な自然がより希少であることから、県西部と比較すると、市民グループによる里山の保全活動が盛んに行われていると考えられる。

市民グループの活動フィールドには、今回土地利用データをもとに抽出した134カ所の里山の分布と一致しないものが多数含まれている。これは、里山の抽出を、集落単位で、ある程度広がりのあるものを対象にして行ったのに対して、市民グループが保全活動を行っているフィールドは、主に身近な場所にある比較的小規模の里山であることによるものと推測される。

市民グループの主な活動フィールドの分布



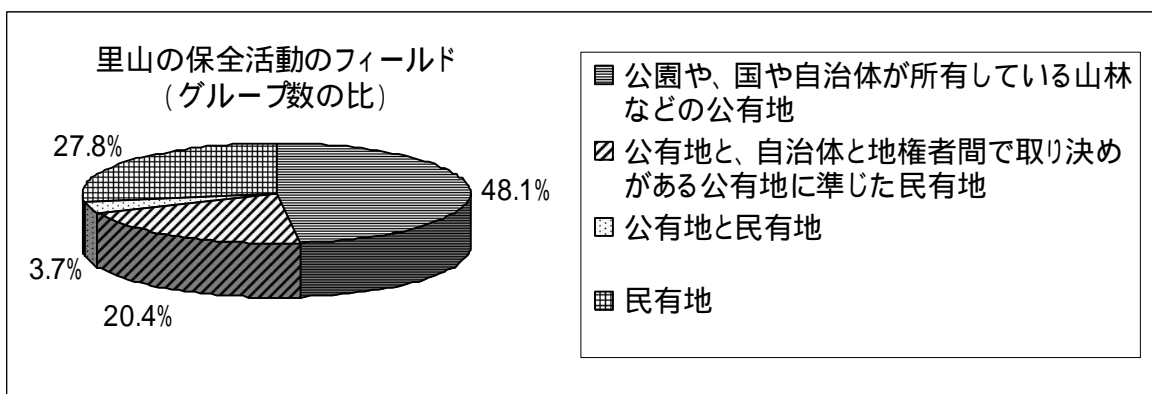
(2) 市民グループの活動の傾向

ア 活動フィールドとしている公有地・民有地

市民グループの活動フィールドを公有地、民有地の区分で見ると、国や自治体が所有している公園、山林などの公有地や、自治体と地権者間で取り決めがある公有地に準じた民有地を活動フィールドとしているグループが約70パーセントを占めている。活動フィールドとしては、市有地等の公有地が多く、行政の関わりのない民有地が少ないという傾向が示された。

活動フィールドの面積は、市民グループからの聴き取りによれば、概して1ヘクタール前後と狭く、これらは、里山の保全活動を行う市民グループに対する地権者の理解が十分でないことや、地権者と市民活動グループがお互いに信頼関係を築くのに時間がかかるということが原因と考えられる。

民有地での活動が少なくフィールドが限定されていることは、地域全体の取組に発展させるための課題となっている。

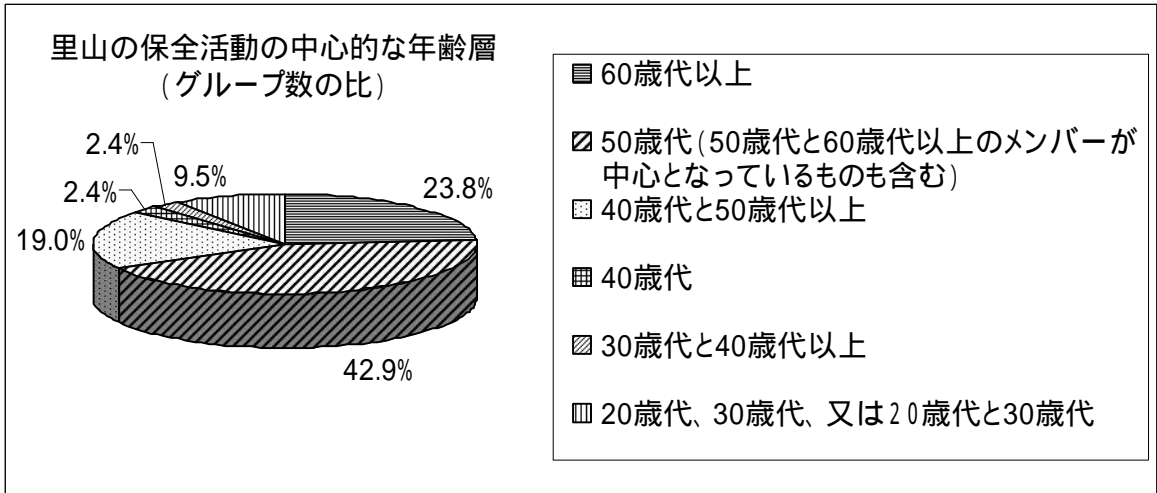


回答 54グループ

イ 保全活動の参加者の年齢層

里山保全活への参加者を年齢層でとらえると、50歳代及び60歳代以上のメンバーが中心となっているグループが3分の2を占めており、高齢者が里山の保全活動の中心となっている傾向がみられる。

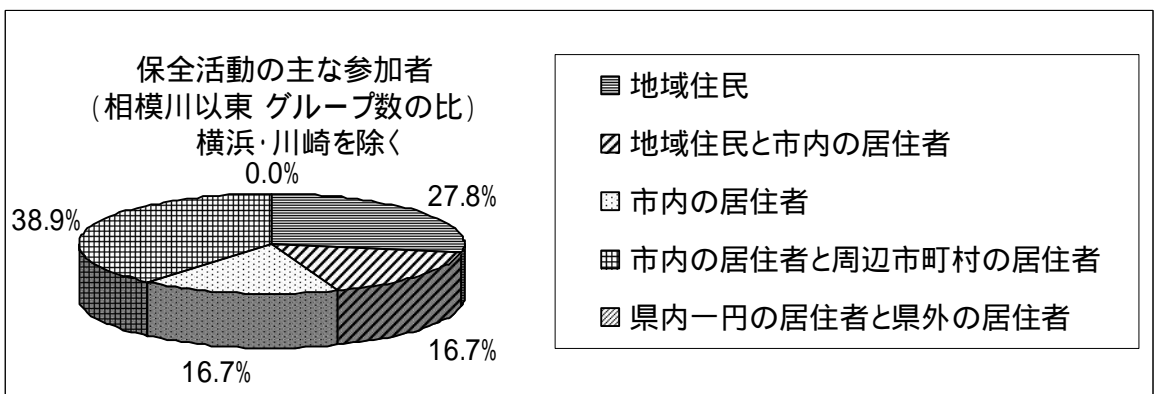
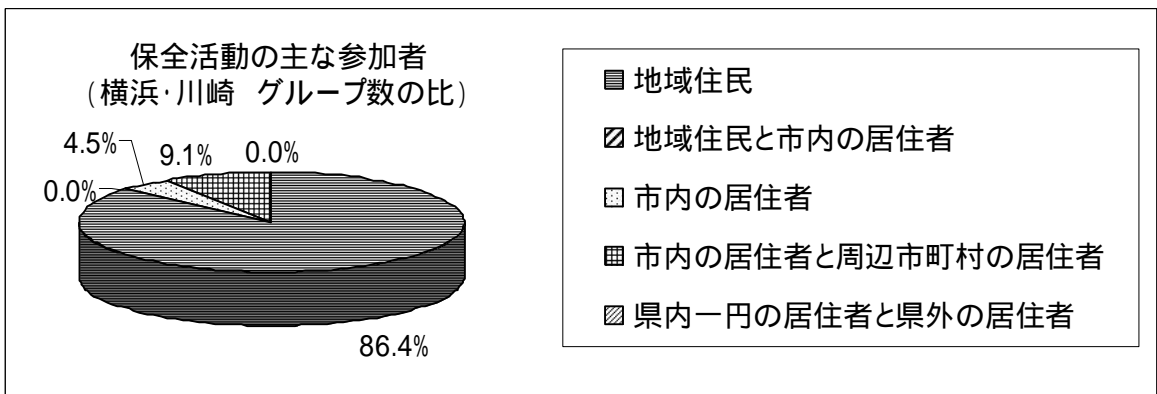
メンバーの高齢化とともに参加者が徐々に減少しているグループもあることから、若年層の参加が少ないことは、市民グループが活動を継続していくうえでの課題となっている。

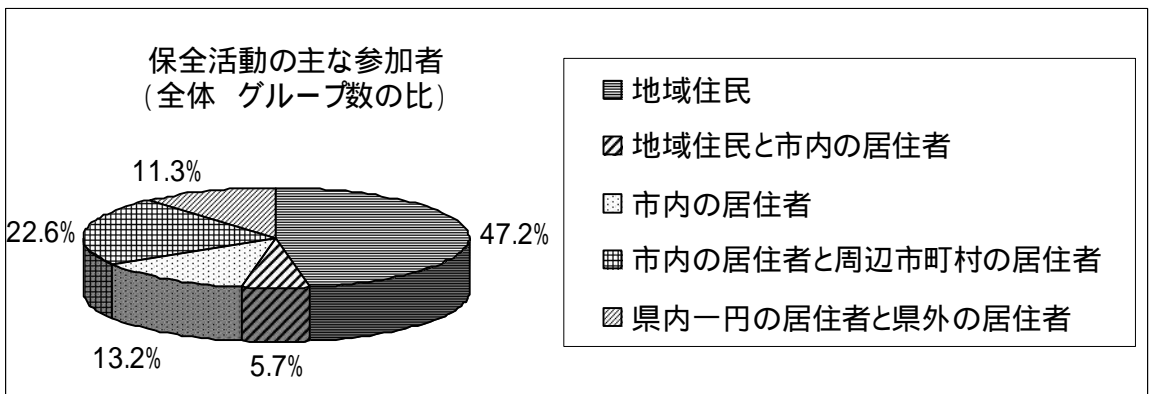
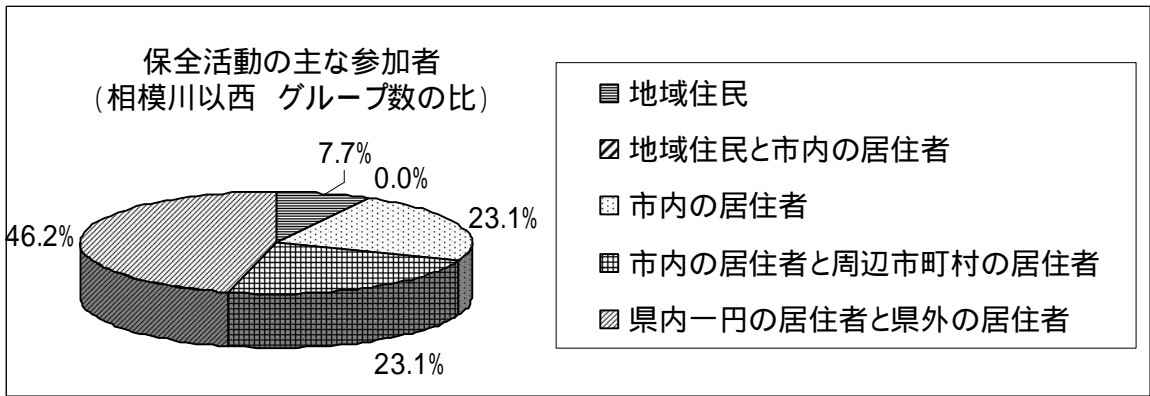


ウ 保全活動の参加者の地理的範囲

自宅と活動場所との関係で、里山保全活動への参加者をみると、里山の保全活動は、主に近隣住民によって行われていることが多いが、遠隔地の住民も参加している場合がある。横浜市内や川崎市内の里山の保全活動には、近隣の参加者が多く、県西部の里山の保全活動には、遠隔地からの参加者が比較的多い。

身近な自然の中の散策や、貴重な動植物の保全、農作業の体験など、住民が里山に見いだしている意義がそれぞれ異なっており、また、それぞれの里山にある資源も異なっていることから、それぞれの参加者が自分にあった里山で保全活動を行っていると考えられる。





エ その他

市民グループを対象とした調査の結果では、ほかにも次のことが示されている。

- ・ 1981年以降活動を開始しているグループが多く、1980年以前から活動を開始していたグループはわずかである。また、1996年以降に活動を開始し、まだ年数を経っていないグループも多い。
- ・ 半数のグループが市町村や基金などから活動資金の助成を受けており、このほかのグループでも過去に助成を受けていたものがある。
- ・ 7割近くのグループが里山の保全活動に使用する機材を所有しているが、市民グループからの聴き取ったところでは、行政等の助成によって整備しているものがかなりある。

これらのことから、市民グループが活動を継続するうえで、活動資金や機材の調達という点も一つの課題と考えられる。

(参考データ)

活動開始時期

開始時期	グループ数	比率
1980年以前に開始した	4	6.4%
1981年から1990年までの間に開始した	12	19.4%
1991年から1995年までの間に開始した	20	32.3%
1996年から2000年までの間に開始した	24	38.7%
2001年以降に開始した	2	3.2%

活動資金

活動資金	グループ数	比率
会費や参加料等の自己資金	25	50.0%
会費等の自己資金と助成金や委託金など	25	50.0%

過去に助成等を受けていた6グループが含まれる。

里山保全活動のための機材の所有状況

所有状況	グループ数	比率
個人所有の機材を活用	8	16.6%
グループ所有の機材を活用	26	54.2%
個人所有とグループ所有の機材を併用	7	14.6%
その他(リース、他からの無償借用等)	7	14.6%

活動頻度

活動頻度	グループ数	比率
月1回未満(年10回等)	7	12.7%
月1回	13	23.6%
月2回(月1~2回、年20回等を含む)	18	32.7%
月3回(月1~3回を含む)	5	9.1%
月4回(月3~4回を含む)	4	7.3%
月5回(月4~5回を含む)	2	3.7%
月6回以上(月5~6回を含む)	6	10.9%

3 県内自治体等の里山保全に関連する取組

(1) 県内の自治体の取組の例

県内では、自治体によりいろいろな形の里山保全の取組が行われており、取組は年々増加している。

ア 森林の保全の取組

横浜市「市民の森制度」や秦野市「里山ふれあいの森づくり事業」では、市が、市民グループや地元自治会等に、手入れを必要とする雑木林等の市有地や地権者と協定を結んだ民有地を活動フィールドとして提供し、下草刈り、清掃等の管理をしてもらいながら、住民に利用してもらっている。

なお、これらの取組では、森林の手入れを行う市民グループに対して、活動資金の助成が行われているほか、横浜市では、フィールドを提供する地権者に対して緑地育成奨励金が支払われ、また固定資産税の減免等、税の優遇措置が講じられている。

藤沢市では、里山の保全活動を行う市民グループのリーダーとなる人材を養成することで、市民活動グループの支援を行っている。

このほかにも、県内の多くの市町で、保存樹林等の指定を行って、都市の景観の維持に必要な樹木の保全に努めていたり、基金を造成して、緑地の買い上げが行われている。

イ 農地の保全の取組

伊勢原市「谷戸田オーナー制度」では、耕作放棄地等を活用して都市住民を対象とした農業体験の取組をおこなっている。また、秦野市で、地域農家と市民ボランティアが協同して荒廃農地の復元に取り組んでいるほか、横浜市では、ボランティアを募集し、農家が耕作しきれない部分の稲作を手伝う取組を進めている。

相模原市でも、JA相模原が、援農の希望者に対して農業研修を行った後、職業安定所と連携して、人手を必要とする農家へ斡旋、紹介する取組が行われている。

また、横浜市「舞岡ふるさと村」では、農産物の加工施設や交流施設の整備や農業の基盤整備など、里山の保全と併せて地域の農業の活性化を図っている。

このほかにも、県内の多くの市町村で、耕作されない農地を農家から借り上げて都市住民に貸し出す市民農園が開設されるなど、農地の保全を図る取組が進められている。

ウ その他

県立の「座間谷戸山公園」、「茅ヶ崎里山公園」、「あいかわ公園」、横浜市の「舞岡公園」など、里山環境を活かした公園整備が進められている。

また、県内の多くの市町村で、緑地を購入するための基金の造成が行われている。

自治体以外でも、社団法人かながわ森林づくり公社や財団法人かながわトラストみどり財団など第三セクターが、市民ボランティアの育成の取組や保全のため

の里山の購入などの取組も進めている。

横浜市市民の森制度

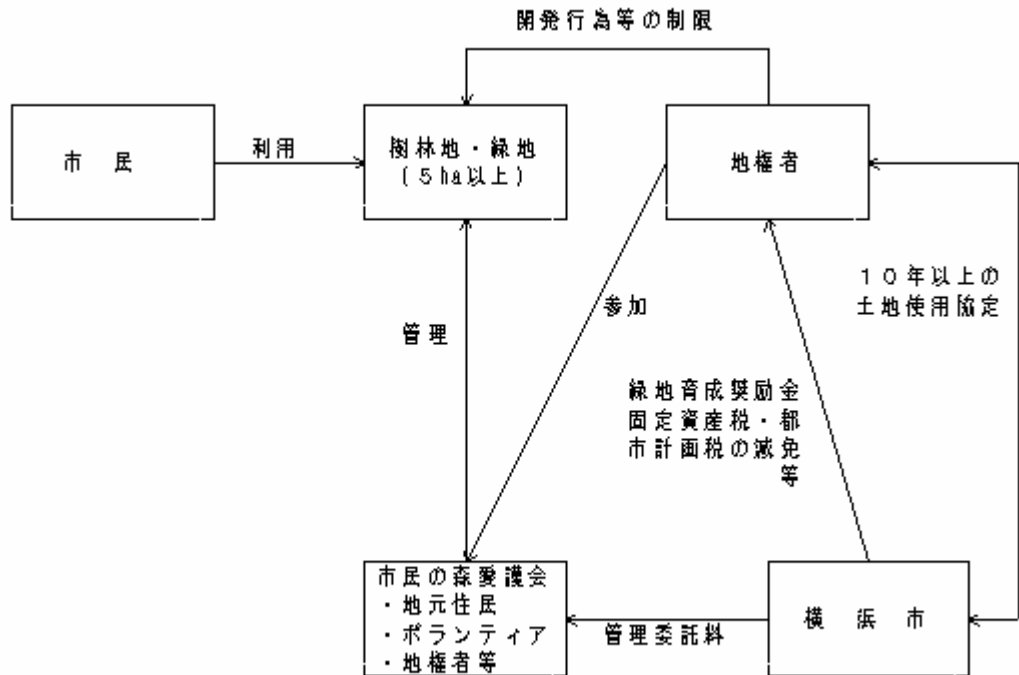
— 地権者との使用協定、市民活動グループへのフィールドの提供 —

「市民の森」は、昭和46年度からスタートした横浜市独自の緑地保全制度で、山林所有者の協力を得て、市民の憩いの場として利用するものである。

具体的には、概ね5ha以上の主に樹林に覆われた土地を「市民の森」に指定して、市と土地所有者（地権者）で10年以上の使用協定を結び、固定資産税の減免等の優遇措置や助成措置を講ずる代わりに、地権者に開発等の行為を制限して、市民の利用に供している。

また、周辺住民等が参加する「市民の森愛護会」が、横浜市の委託を受けて「市民の森」の管理を行っている。

平成13年度現在では、25ヶ所、約387.1haが指定されており、市で地権者に対する助成措置や「市民の森愛護会」に対して山林管理のための委託料を負担している。



藤沢グリーンスタッフ養成事業(里山保全ボランティアリーダー養成事業)

— 里山保全活動のリーダー養成 —

藤沢市が平成13年度から開始した「藤沢グリーンスタッフ養成事業」は、里山を保全するためのボランティア活動のリーダーを育成することで、住民の手による里山の保全活動を支援するものである。

市が、受講者を公募して、里山や自然環境に関する講義や、下草刈り、枝打ち、間伐などフィールドでの実践活動を取り入れた里山保全ボランティアリーダー養成講座を年間を通じて開催するもので、平成13年度から5カ年でリーダー100名の養成を計画している。

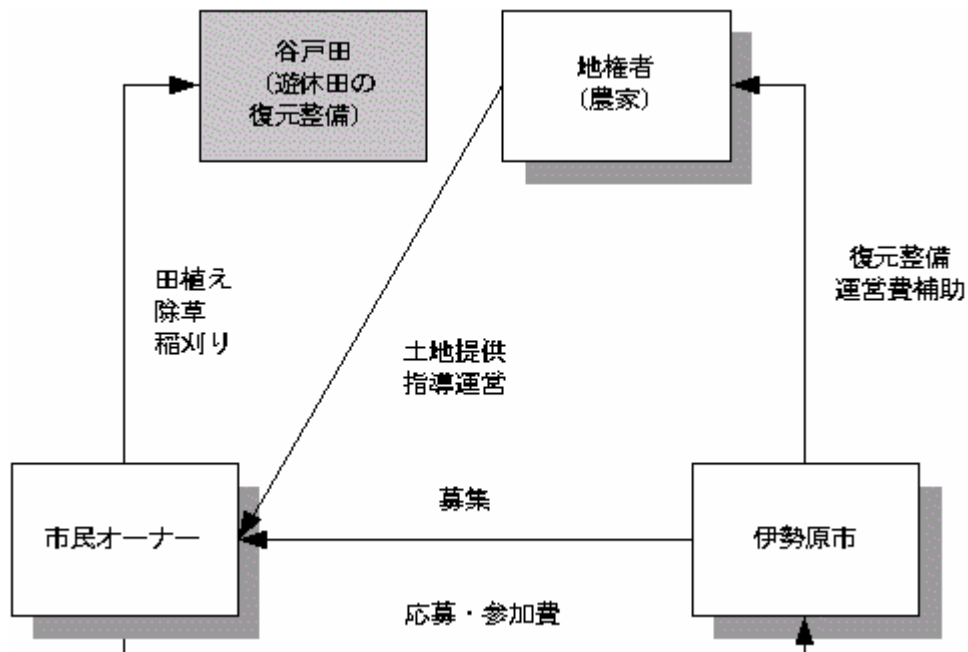
伊勢原市谷戸田オーナー制度

— 耕作放棄地を活用した農業体験 —

伊勢原市が平成13年度から開始した「谷戸田オーナー制度」は、休耕田を市民の農業体験の場として利用することで、谷戸田の保全を図るものである。

市の公募で市民オーナーとなったものが、農家(地権者)の指導を受けて、田植えや除草、稲刈りを行い、米を収穫している。市民オーナーは参加費を市に払い、市は地権者に運営費を助成している。

平成13年度は、18家族が市民オーナーとなっている。



県立茅ヶ崎里山公園の整備

県では、茅ヶ崎市北部の丘陵地で里山の環境を活かした公園の整備に取り組んでいる。この公園は、従来行われてきた公園整備とは異なり、できるだけ雑木林や水田等、里山の景観をそのまま残す方向で公園の整備を行っている。平成13年に一部開園し、現在、平成20年36.8haの全面開園に向けて、整備が進められている。

また、県が管理の主体となって、市民活動グループのボランティア活動と連携しながら、公園の手入れ等をおこなうことを予定している。

第3セクターによる市民ボランティアの活用及び森林ボランティアの育成

社団法人かながわ森林づくり公社（第3セクター）では、「水源の森林」や県有地等のフィールドを市民活動グループによって手入れをしてもらったり、またボランティア活動の参加者を募って、市町村や森林組合等から提供されたフィールドの手入れを行うなどの取組を行っている。また、森林インストラクターの養成も行っている。

かながわ県民活動サポートセンターでは、里山の保全活動についても、さまざまなボランティア活動の分野の一つとして、ボランティア参加希望者と市民活動グループとをコーディネートする機能を果たしている。

かながわのナショナルトラスト運動

財団法人かながわトラストみどり財団では、県が基金をもとに購入した都市部の保存の必要性の高い緑地や、緑地所有者と保存契約を締結した緑地の一部を活動フィールドとして市民活動グループに提供している。三浦市小網代の森の一部などを購入しているほか、秦野市葛葉緑地などの保存契約を結んでいる。

4 里山の保全の取組の課題

里山の保全にとって、これまでの市民による保全活動や自治体の取組が一定の効果をあげているものの、農地や山林は今でも減少、荒廃が進んでおり、里山の保全の取組を今後も継続したり、発展させていくには、次の課題がある。

(1) 地域主体の取組の積極的な展開

行政の主導による公園等の整備や緑地等の購入は、里山の保全に一定の効果を上げているものの、費用負担が大きく、ある程度数が限られてしまうことから、県内各地の里山の保全を図ることは困難である。

現在行われている市民参加型の里山の保全活動においても、市民活動グループへの助成、フィールドを提供している地権者への助成や税の優遇措置など、行政の負担が大きくなっている。

また、地域制緑地等の制度においても、里山の保全が直接の目的となっていない

ことから、里山地域で対象となっている部分が少ないなど、限界がある。

「里山づくり」を進めるには、地域住民がさらに主体性を発揮した取組を展開していく必要があり、併せて行政がそれらの取組を側面から支援していく必要がある。

(2) 市民参加による保全活動の発展・条件整備

ア 市民グループによる保全活動の発展

現在行われている市民グループによる里山の保全活動の取組は、地域的な偏り、民有地での活動の少なさなど活動フィールドが限定されている。また、若年層の参加が少ないことも課題であり、参加者の広がりを持たせる必要がある。

「里山づくり」を進めるにあたって、市民グループによる里山の保全のための取組が芽生え、里山の保全活動が県内各地で展開されるよう、県民に対する意識啓発を行うことで保全活動への参加を促進する必要がある。また、農家等の地権者に対して意識啓発を行うことで、民有地のフィールドの提供や、地権者との協定や地域指定等についての理解を促し、里山の保全の取組の継続を図っていく必要がある。さらに、保全活動を行う市民グループと地元農家等が提供する民有地のフィールドを結びつける取組や、活動の輪を広げるため山林をフィールドとする市民グループと農地をフィールドとするグループの交流なども併せて行っていく必要がある。

それぞれの地域では、それらの取組と併せて、里山の保全活動を発展させていくために、その里山の地域特性に応じた取組を行うことが効果的である。

イ 農地の保全への市民参加

森林については、都市の中の身近な自然として必要な森林の保全など、それぞれの森林に求められる機能に応じて、ボランティアが中心となった市民参加型の保全活動が行われている一方で、農地の保全に関しては、耕作放棄地を活用した取組が行われているものの、農家以外のものが農地を所有したり耕作したりすることが農地法により制限されていること、農家自らが耕作していないと相続税の納税猶予の制度が適用されず、税負担の問題が生じることから、このような課題を解決しつつ農地の保全への市民参加をどのように進めていくかが課題となっている。

(3) 行政の取組の連携と棲み分け

各自治体で、農地の保全や農産物の直売所の設置などの農業施策、森林の保全や緑地の買い上げなどの環境保全の施策、公園等の施設整備をはじめとして、いろいろな視点で里山の保全に関連する施策に取り組んでいる。「里山づくり」を効率的に進めるため、それぞれの施策を所管する機関が連携して整合のとれた取組を進める必要がある。

また、里山地域は、さまざまな施策の対象地域と重複していることも考えられることから、行政は施策や事業の重複がないよう棲み分けを考えて「里山づくり」を進めていくことが必要である。

新たな里山保全の取組

1 新たな取組の必要性和「里山づくり」の目標

里山は、農家により維持管理されてきた身近な自然であるが、多様な動植物が生育し、伝統的な行事や技術が残されている等の理由から、近年、その保全を求める市民の声が高まっている。

本県では、里山については、従来、農業振興の観点からの施策が行われているほか、緑行政の観点からの公園整備、法に基づく緑地の指定なども行われているが、県内の里山の減少、荒廃が現在も続いている。

一方、社会の成熟化が進む中で、福祉、環境など、様々な分野で、市民のボランティア活動が盛んになっており、本県の里山においても、雑木林の手入れ、農地の管理などの活動が芽生えており、それらの活動の発展が、農業の活性化や里山の環境保全の面からも期待される。

そこで、従来の施策を超えた新たな施策として、農家、市民、行政が共働した開放性のある「里山農業エリアづくり（里山づくり）」を推進し、地域農業の活性化、良好な里山環境の保全を図る。

2 「里山づくり」の基本的な考え方

「里山づくり」は、里山が従来から持ってきた生産の場としての機能、良好な景観の形成、多様な生物の生息の場などとしての機能を保ちつつ、市民の自然体験や学習の促進、里山を核とした地域づくり等、新たな時代の要請に応えるものであることから、従来の農業振興だけでなく、環境、教育、地域づくり等の視点を併せ持つ施策として、農家、市民、行政等地域に関わる多様な主体が共働して推進する。

里山は、多くの場合、特に地域の人々に愛着を持たれ、貴重な資源として認識される傾向があることから、「里山づくり」は、地域を念頭において取組を促す。また、「里山づくり」にあたっては地域の中での盛り上がりは何よりも重要であることから、まずは保全機運の高まりが認められる地域で、県、市町村、地域が協働して「モデル的な取組」を行い、実績を積み重ねるとともに、「里山づくり」のノウハウを蓄積し、取組状況を県下全域に情報発信して、他所の里山づくりに波及させる。

「里山づくり」における県の役割としては、「里山づくり」の普及啓発、いくつかの地域でのモデル的な取組の実現に重点化し、それぞれ個別の地域での展開は、地域と密着している市町村を中心に展開する。

3 「里山づくり」の視点

(1) 地域の農業の活性化

里山の農地、山林の多くは、地域内の農家が所有し、生産活動の場としている。したがって、里山の景観、動植物の保全を進めるには、まずは、「里山づくり」に対する農家の理解と協力を得るとともに、農家の主体的な活動を助長して農業生産活動の活性化を図る必要があるが、里山の農地に対しては、従来、積極的な基盤整備がされていず、概して生産性は低い傾向が認められる。

そこで、「里山づくり」の一環として、地域が主体で取りまとめる農業活性化の方向に即して、里山の環境にマッチする基盤整備、農家と市民との交流の場としての農産物直売施設等、地域に見合った軽微なハード整備への支援や、地域特産物の育成とその生産体制づくりなどソフト面での支援を行い、地域農業の活力の向上を図る。

(2) 地域の市民との協働

近年、市民の里山に対する関心が高まる一方、農家の担い手不足が深刻化する中で、耕作されない農地の増加、山林との関係の希薄化に伴う里山保全のノウハウの喪失が顕在化しつつある。

このような状況のもとで、「里山づくり」を農家だけで進めることは困難であり、市民の活力を利用した「里山づくり」が、ますます重要になっている。しかしながら、里山は、農家の私有財産であることから、農家の生産活動との調和に配慮しながら、相互理解のもと、一定のルールを守りながら、市民グループなどによる保全活動が進展開される必要がある。

そこで、行政は、農家と市民との仲介役として、「里山づくり」に係る意見調整をして計画策定やルールづくりを支援したり、農家の意向調査をして市民グループに活動フィールドを提供するなどして、地域の市民活動の促進に努める。

(3) 地域を基本とした活動の展開

「里山づくり」への市民の参加は、里山を自分が暮らす地域の貴重な資源として認識することから始まる。また、市民の関心事は、貴重な植物、美しい風景、自然教育などさまざまである。県内の市民グループからの聴き取ったところでは、フィールドが確保できた理由として、所有者と顔見知り、同じ集落といった関係が重要であることが挙げられているが、このことは、市民の里山保全活動の多くが地元で展開されていることにも示されている。

そこで、「里山づくり」にあたっては、まず地域の里山に係る市民の保全意欲を喚起し、具体の活動を芽生えさせ、発展させていく必要がある。

4 「里山づくり」の留意点

「里山づくり」の進め方、めざす姿など、「里山づくり」のイメージは人によって大きな違いがある。また、地域の農業の持つ活力の度合い、「里山づくり」に係わる地域住民の数、里山が持つ資源なども大きく異なっている。

そこで、「里山づくり」にあたっては、固定的なイメージで考えるのではなく、柔軟に捉え、地域性を踏まえて、また、段階を踏んで、それぞれに特徴のある「里山づくり」を進めていくことが必要である。

(1) 地域の農業の活力を踏まえた取組

専業農家が多く、農業生産の活力の高い里山地域では、荒廃した農地が少なく、逆に、兼業で自給的な農家が多く、地域全体として農業の活力が失われている里

山地域にあっては、荒廃した農地が多数あるといったように、地域の農業の活力により、里山における農地保全の取組の必要度は異なってくる。

農業の活力の高い里山地域においては、地域の農家を中心とした生産活動を促進して農地の保全を図る必要があるのに対して、農業の活力の低い地域においては、農家の取組に限定しないで農地の保全対策を導入する必要がある。

なお、農業の活力の高い地域においても、農業経営という視点にたって、都市住民と連携して農地利用を図るといった手法も考えられるので、地域における農業振興のあり方を整理し、それに沿った計画的、具体的な取組を進めることが必要である。

山林については、地域の農業の活力には関係なく、農家による管理の手が入っていないことが一般的であり、農地とは同等には語れない部分があるので、地域の農家が集落として守ってきた基本的なルールを遵守することを基本に、保全対策を導入する必要がある。

(2) 活動の発展を視野においた取組

里山において、市民グループによる保全活動を、短期間で全域に拡大することは容易なことではない。また、市民参加型の「里山づくり」においては、行政の主導による大々的な取組は、地域の主体性を損なうばかりでなく、財政面でも持続的な取組としていけるか不安要素がある。このため、「里山づくり」は、身の丈にあった取組を、活動の発展のステップを想定しながら、それぞれのステップに応じて展開していくことが必要である。

実際、里山の保全活動を行っている県内の市民グループに対する調査から、個人や少人数での取組が地域にも認知されたグループとしての取組へと発展するまでには十数年を要していることや、行政による支援を受け、取組内容の充実、参加者の増加などが図られてきたことが分かっている。

取組の手法、最終的な目標は、地域合意のあり方、保全管理の人手、運営経費や体制等、個々の活動の実態に即して選択することが必要である。

そして、「里山づくり」で最終的に課題となるのは、保全した里山の持続性をどのように担保するかということであり、自治体による固定資産税などの優遇措置、法や条例に基づく地域指定による開発行為の制限、不測の事態に対応した里山の買い取り等を検討することも必要になってくる。

「里山づくり」のステップ

萌芽期

一部の農家の間に市民活動による里山の管理に対する理解が醸成され、所有者と顔見知りといった関係などを通して、山林や荒廃農地で個人や少人数の管理作業が始まる。

市町村が、里山フォーラム、農家と市民との交流会等を開催し、里山づくりの大切さを市民に啓発して、「里山づくり」に対する農家や市民のコンセンサスを形成する。

発展期

「里山づくり」に対する農家や市民の理解が少し深まり、市民グループの行う山林や荒廃農地の管理作業への参加者が徐々に増加する。里山の中で目的が異なる保全活動がいくつか行われているような状況で、里山の所有者、保全活動への参加者を中心に、「里山づくり」の方向性の調整、マナーの確立、活動の定着のための条件整備などの必要性が増す。

定着期

農家と市民活動との協働のもと里山の保全活動が目に見える形で進展する。小さかったグループ活動がそれぞれ発展する。先行グループの活動に影響されて、地域内の新たな場所で新たな活動が芽生えたりもする。全体としては、里山の中の異なるフィールドで、内容も多様な活動が活発に行われている状況である。市民グループの活動の成果として、景観の改善、里山固有の動植物の復活、交流型農業の活発化、地場農産物の直売所の開設等がもたらされる。

地域の特徴を踏まえた農地や散策路の整備等の支援、地域の特産物の生産体制づくり等のソフト事業での支援が必要である。

成熟期

農家と市民グループによる一体的「里山づくり」が行われ、里山の保全が達成される。里山地域全体が里山農業エリアとして保全され、一般市民にもその存在価値が認知されている。農家の間にも一層農地や山林を保全しようとする機運が高まり、持続性を担保するための法律や条例等による地域制緑地の指定等が話題に上るようになる。このようなときに、里山の持続性を担保するために、行政による税の優遇措置の検討が行われる。

(3) 里山の特徴を踏まえた取組

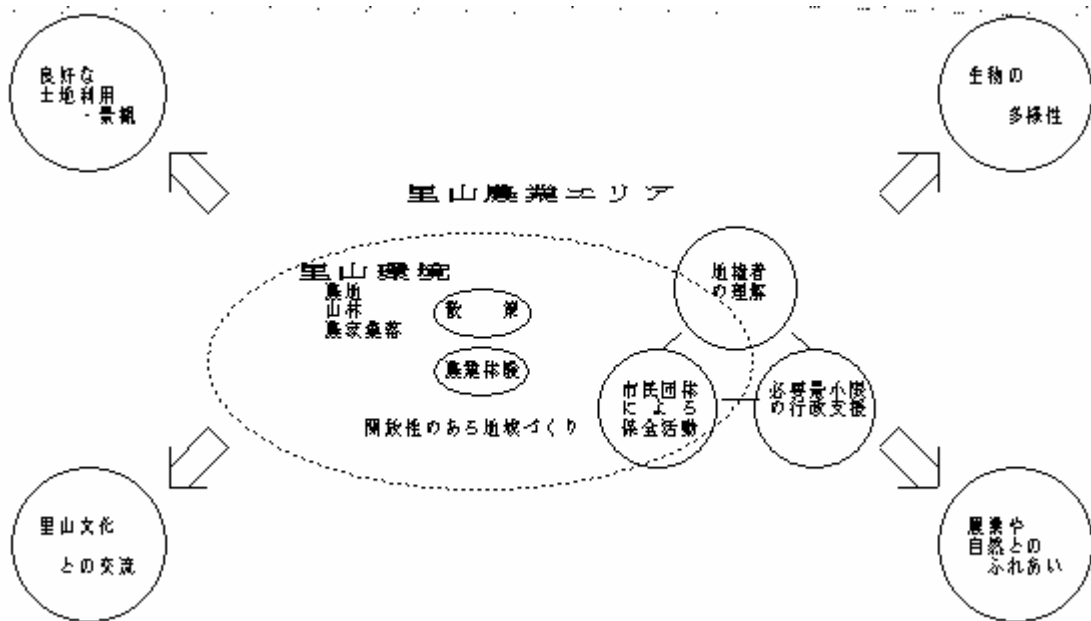
地域の里山は、雑木林が大部分を占めるもの、山林が多く農地の少ないもの、水田が農地の大半を占めるものなど、それぞれ特徴がある。管理の担い手についても、地元の農家以外に地域の市民グループの参加が期待できる場合もあれば、地域住民以外に遠方からの参加が必要となる場合もある。

また、里山を醸し出す要素は、メダカ、ホタル、カタクリなど、里山に生息する生物から、お囃子など地域の伝統的な郷土芸能というように、非常に幅があるし、市民活動の関心事も、荒廃農地の復元、雑木林の下草刈り、メダカの棲む川づくりなど、非常に多様である。

そこで、「里山づくり」では、地域の里山の特徴、市民の関心などに適合したメニューが選択されることが必要である。また、数十ヘクタールから数百ヘクタールに及ぶ広大な里山の中で、個々の市民グループの活動で保全できる範囲はごく限られた範囲であることから、多様な活動を促し、保全活動の輪を拡大することが必要である。

調和のとれた「里山づくり」を円滑に推進するために、農家、市民グループ、行政等が幅広く参画した協議組織を設置し、「里山づくり」の実施計画を策定する。また、それぞれの役割分担を十分協議し、農家、市民グループ、行政がそれぞれの取組を推進するとともに、取組の連携を図り、多様な活動のネットワークを構築する。

さらに、行政の取組としては、「里山づくり」の活動を情報発信し、「里山づくり」の普及啓発、参加者募集等を行うとともに、市民の手に管理を委ねても良いという地権者、フィールドの情報と、里山の保全活動をしたいという市民グループの情報とを登録した里山情報バンクを設置し、フィールドと担い手の一体化を促すことが重要である。



5 「里山づくり」の進め方

(1) 里山保全のための意識啓発

里山で、地域の人々による保全活動が開始されたり、市民グループを受け入れた里山の保全活動が展開されたりするには、まず始めに地元農家等の地権者や地域住民等、地域で生活する人々の間に里山保全についての意識が醸成されている必要がある。そこで、「里山づくり」の取り掛かりとしては、行政が中心となって、農家、地域住民、企業、学校等幅広い人を対象に、里山フォーラムの開催、里山まつりなど、意識啓発等の取組を行う。

(2) 地域の協議会、地域の計画づくり

ア 里山づくり協議会の設置

里山保全についての意識が醸成された段階では、土地所有者である農家や活動の中心となる地域住民を組織として実体化していく必要があり、リーダーシップを発揮できる人を中心としてグループや地域の協議会等をつくり、里山の保全に対する地域の合意形成を図る。

イ 里山の資源の把握

また、「里山づくり」にあたって、里山地域の農地や山林の管理、動植物の生息・生育や絶滅危惧種など貴重種、史跡や伝統行事、地域に伝わっている農村の文化・技術など、その資源を十分把握・分析し、それらをどのように活用していくかを検討する。

ウ 里山作り計画の策定

さらに、里山保全に対する地域のコンセンサスがある程度とれた段階では、協議会で専門家の意見の聴取なども行いながら、「里山づくり」の方向性、取組のメニュー、推進体制や役割分担などを十分調整し、どのように里山の保全活動を展開していくか、地域の「里山づくり計画」を作成する。

「里山づくり計画」は、社会経済的な状況や自然環境の特徴を十分考慮して、農業の担い手や生産性の状況、農家と消費者との交流の状況を把握し、農家や地域住民の意向もふまえ、地域の実情に応じた計画として策定する。

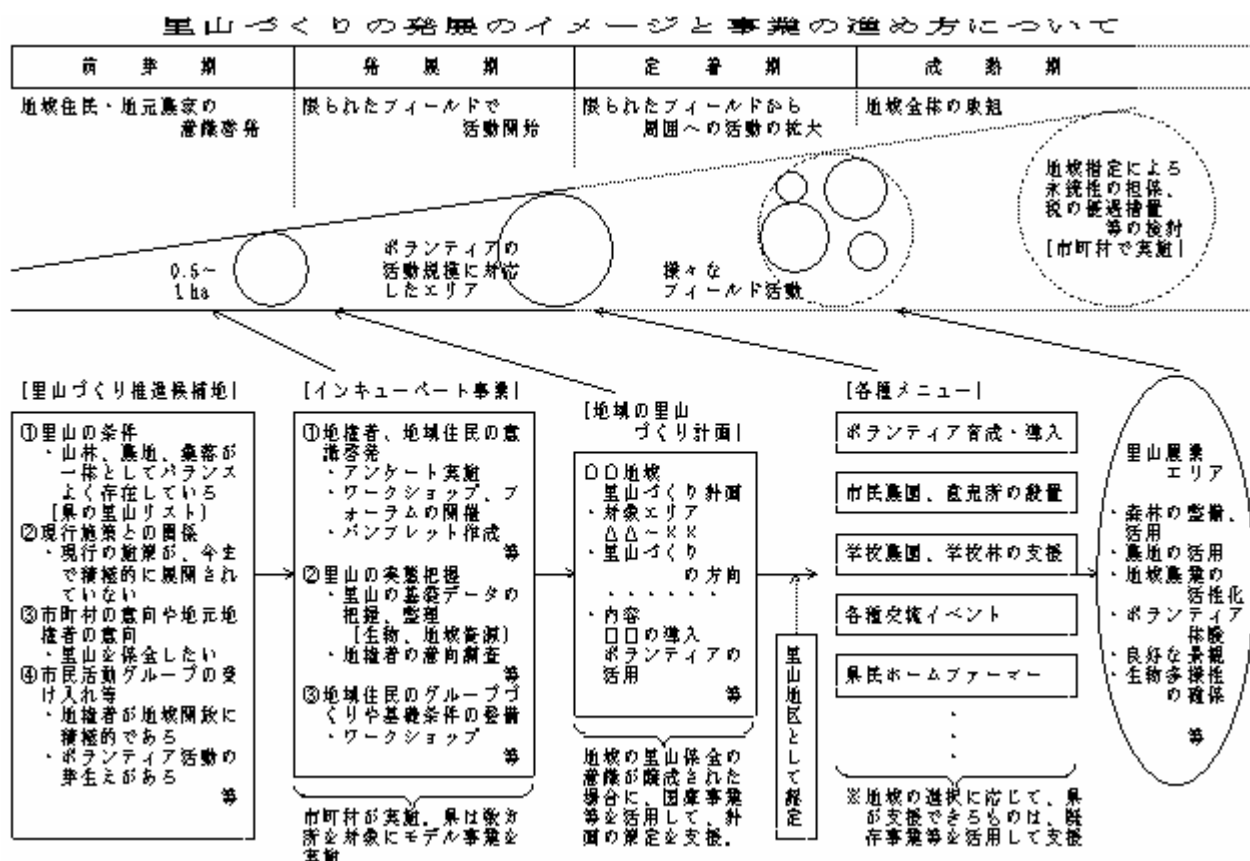
(3) 「里山づくり」の展開

「里山づくり計画」により地域がめざす「里山づくり」の方向が明らかになった後は、地域で、農家、市民グループ等がそれぞれ具体的に里山保全活動を進める。

「里山づくり」の推進には、それぞれの活動の交流・連携を進め、地域の里山保全活動のネットワーク化を図ることが重要であり、参加者の増加、活動の地域全体への波及につながる。

また、里山の保全活動のネットワーク化は、地域の協議会を、NPO団体などの法人格を持つ、多様な会員で構成される組織に発展せるなど、里山の保全管理の主体の確立にも寄与するものと考えられる。

里山の地域全体の保全活動が定着し、農家など地権者の間に里山保全のコンセンサスが十分に得られた段階では、市町村との協定や法律に基づく地域指定など、里山の持続性を担保するシステムの導入について検討する。



(4) 「里山づくり」のタイプ

里山の保全と利用を将来にわたって進めていくには、各々の里山の社会的条件・自然的条件に応じた方策が重要であり、例えば、森林の保全や農地の保全を目的とした取組においても、「里山づくり」の担い手という点を考慮した取組を展開する必要がある。

ア 山林の保全

林業がおかれている現在の状況からすると、森林の所有者が生業として山林経営を行うことは困難であり、里山の山林の保全には、生業という視点ではなく、市民ボランティアなど外部の労働力を導入することが必要となっている。

里山の山林を保全していくには、地権者の理解を醸成し、山林が市民グループ等のフィールドとして積極的に提供されるよう環境を整えることで、地元農家等の森林所有者と市民活動グループ等の連携による保全活動を進めていく必要がある。

なお、山林所有者と市民グループとの連携は、里山が置かれている地理的条件によって異なるものと考えられる。

都市近郊の里山の山林

都市近郊の森林は希少であり、里山の近隣住民にとって身近な自然として極めて貴重であることから、保全意欲が高い。また、都市近郊では人口密度が高く、「里山づくり」の人手を集めやすい。

したがって、近隣住民を中心とした市民グループによる里山の保全活動が展開される可能性があり、だれもが参加できるように、取組のいろいろなメニューをそろえることで、企業や学校など多様な地域住民の参加を促していくことが必要である。

山あいの里山の山林

山あいの山林は、都市近郊の山林では見られない貴重な動植物が生息・生育するなど、都市住民にとってたいへん魅力のある山林である。しかし、都市近郊と比較して人口密度が低く、地域で「里山づくり」の人手を集めることは難しい。

したがって、都市地域からの参加者を中心とした市民活動により、里山の保全活動を展開する必要がある。レクレーションと組み合わせた取組など魅力のある活動メニューを用意して、遠方からの参加を得るための工夫や仕組みを考えていくことが必要である。

イ 農地の保全

里山における農地については、農家の高齢化や後継者不足で農地の管理が不十分な状況はあるものの、農業生産が実際に行われているので、地域の農業の活力に応じて、農業経営にも視点に置きながら、農地の保全を図っていくことが必要である。したがって、農地に対する市民グループなど農家以外の人手の導入の度合いは、地域の農業の生産性や、農地の活用に対する所有者の意向を踏まえたものとする必要がある。

農業の活力が高い里山地域

農業の活力が高いため、農業経営を通してある程度農地の保全が図られると考えられるので、農家が主体となった農地の利活用を促進する。

化学肥料や化学農薬の使用量を減らした環境保全型農業の導入など、農家自らが、積極的に環境に配慮した農業を展開することで、里山の保全を図っていく。

市民は、農業経営という視点では、主体的な役割を發揮することは困難であるが、例えば、

イベントや農家の指導のもとでの農業体験、

サポートバンク等での研修を受けた後の農作業の手伝い、
農家が中心となって設立される農業法人への出資者としての参加
というような形で、農業経営を支援し、地域の農地保全に関わることが可能と考えられる。

また、農地の脇の草地、水路等の維持管理や整備では、里山の景観や生態系の復元作業に積極的に参加し、里山の保全・活用を図っていく必要がある。

農業の活力が低い里山地域

谷戸田などの条件が不利な農地の保全や荒廃した農地の復元には、農家以外の市民が主体的に、里山の保全・活用に取り組むことが必要と考えられる。

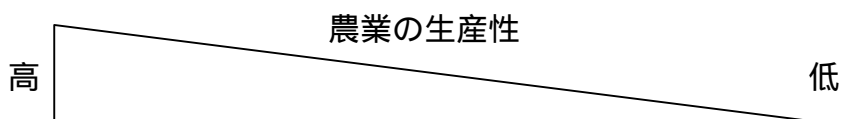
例えば、

市民農園として開放されている農地での農作物の栽培

学校農園等で行う小学生等の農作業体験

など、農家以外の市民が自ら積極的に農作業を行うというような形で、地域の農地保全に関わることができる。

環境整備という点では、生産性が低いことから農業施策として行われる基盤整備ではなく、市民の手作りによるビオトープや、耕作放棄地の復元というような取組を行っていく必要がある。



	農業経営を行う	農業経営を行わない
農外からの 参加の進展	農業体験 援農システム ・サポートバンク (農繁期等の農作業補助) 農業法人への参加・新規就農	農業理解のイベント 農業体験 市民農園・学校農園

6 里山保全の具体的なメニュー

「里山づくり」を進めるためには、農業経営を通じた地権者による保全管理を中心に、それぞれの地域の実情に応じて、市民グループの里山の保全への参加を促進する必要がある。ここでは、取組の一例を、「地域の主体的な取組」と「行政の支援」とに区分して整理した。

なお、地域の里山の保全にあたっては、これらの中から地域の実情に合わせて取組を選択したり、他の効果的な取組を工夫し、導入することが必要である。

(1) 地域の主体的な取組

ア 山林の保全のための取組の例

(ア) ボランティア活動

市民グループが行う里山の保全活動の中心となっている取組で、雑木林等山林の保全を目的として、全国各地で下草刈り、枝打ち、間伐や植林などの森林管理をボランティア活動として行っている。これらの活動には、市民グループ自らが主体的に活動しているもののほか、市町村や第三セクターなどが市民の参加を呼びかける形で行っている活動もある。

県内でも、このような活動は年々盛んになってきており、活動のノウハウが蓄積されてきており、フィールド、活動のリーダー、森林管理の技術や資材、管理計画、組織体制など、活動の発展・定着に必要な条件も明らかになっている。フィールドが確保できれば、比較的取り組みやすい活動である。

市民によるボランティア活動が促進され、発展していくには、活動フィールドの確保等について、行政が地権者と市民グループの橋渡し役をしたり、管理技術向上のための研修会の開催等の支援を行うことが必要である。

(イ) 森林オーナー制度

地権者が自らの手では管理できない雑木林等の山林を区画割りをして、枝打ちや下草刈りの手入れをしてもらうなど一定のルールのもとで、きのこや山菜の栽培、山野草の育成など森林を楽しみたいという都市住民や市民グループに、期間を定めて有償で貸し出すものである。

森林のオーナー制度としては、スギ、ヒノキの人工林を対象に、都市住民が植林や育林の費用を負担することで森林づくりに参加し、森林を伐採し、木材として販売した代金から管理費などを差し引いた収益を分配してもらう、林野庁等が行ってきた分収林制度があるが、里山の山林では木材の販売による収益が期待できないことから、費用負担の対価として雑木林をレクリエーション等に活用するものである。

このような取組は、既に山形県や石川県で始まっており、1区画あたり0.

1ヘクタール程度で年間15,000円程度の料金が設定されている。

この制度では、山林の利用者が限定され、開放性に課題はあるものの、責任のある管理が期待できる。

(ウ) 学校林等を利用した里山体験学習

県内においても、34の小中高等学校が学校林を保有している。学校林の面積は5ヘクタール未満のものが大半で、主に自然学習など教育に活用されているが、一部では生徒による管理も行われている。

現状では、学校林のある学校はごく一部であるが、平成14年4月から小中学校で総合的な学習の時間が導入されたところであり、今後、学校林を利用した環境学習や、植樹や下草刈り、伐採した木を使った炭焼きなど、里山体験学習を行う機会も増えてくると思われる。

「里山づくり」の一環として、地権者と学校が協力して、山林を積極的に学校の総合的な学習のフィールドとして提供することは、里山の保全はもとより、子どもたちの里山に対する興味・理解を増進させ、ひいては、里山の保全活動の拡大・促進にもつながるものと期待される。

(イ) 企業の里山保全活動

南足柄市にある富士ゼロックス株式会社では、社員、グループ会社の社員、OB有志、地域住民を中心として、約7,000平方メートルの雑木林を対象に、クヌギ、コナラなどの広葉樹の植林や手入れを行っていくことで、地域に開放された里山林に育てていく取組を進めている。

このような企業が、地域の一員として、地域住民等と力を合わせて、自らが所有している山林を保全・修復しようとする取組は、組織体制が強固であること等、活動の継続性の点でも優れている。

県内の里山においては、企業が所有している雑木林等は、相当の面積に及ぶものと推測されることから、山林を所有する企業に、地域の「里山づくり」への参加と協力を要請していくことが重要である。

(オ) 里山トラスト

市民から寄付を募って造成した基金で、保全の必要性の高い里山を買い上げ、会員等を中心とした里山の保全活動のフィールドとして活用するものであり、開発等が避けられるので、里山を永続的に担保する手法として有効である。

しかしながら、里山の買い取りには多額の費用が必要なことから、保全することに対して広範な理解を得る必要があり、この手法を活用できる里山は限られる。また、この手法を用いるには、その主体は信頼性が高いしっかりした組織体である必要があるとともに、里山の所有に伴う税負担への対応も必要である。このように里山トラストの実現には課題もあるが、「里山づくり」の取組が成熟した段階で、里山の持続性を担保する一つの方策として導

入を検討することが必要である。

財団法人トトロのふるさと財団では、東京都と埼玉県の境にある狭山丘陵の雑木林（通称トトロの森）の一部を購入し、ボランティアによる維持管など、里山の保全活動を行っている。

イ 農地の保全・活用のための取組の例

(ア) 観光農業・農産物オーナー制度

農家が農業経営の一環として行うもので、観光農園を開設し、都市住民等の来園者から入園料をとって、ミカンやブドウなどの果樹のもぎ取りやいも掘りなどを体験してもらったり、都市住民等からオーナーを募り、ミカンの木やしいたけのほだ木などを1本単位で収穫する権利や、農家の指導を受けながら、都市住民が、田植え、除草、稲刈り等の農作業を楽しみ、収穫した米を手に入れる権利を販売するもので、農家にとっても、収穫や出荷の手間が省くことができるというメリットがある。

これらの取組は、都市住民にとっては収穫の楽しみを味わえ、農家にとっては一定の収入を確保できるという農業経営という面から経済的なメリットが生じるので、農家の高齢化や担い手不足などの課題がある中で、里山の農地の維持や地域農業の活性化に効果的である。

(イ) 市民農園

耕作放棄地や、耕作をしていない遊休農地を一般市民に開放して、自家用の農作物等の栽培用に利用してもらうもので、耕作放棄地の活用という点で有効な取組で、県内でも約500カ所の市民農園が設置されている。

開設の形態としては、農家による開設のほか、農業協同組合や市町村が開設する方法もある。市民農園の設置については法律も整備され、補助事業等も設けられている。

多数の人が利用するため駐車場、トイレ等の施設整備が必要であることや、また専業農家等によって農業生産が盛んに行われている地域では、一般市民の出入りが農作業の支障となったりすることで、開設に適した場所は限られるが、人手が不足して遊休地化している里山の、農地の活用を図ることができるほか、利用料金収入など農家の経済面でもメリットがある。

(ウ) 援農システム

農家の高齢化や後継者不足等の中で農地を保全していくためには、農家の生産活動を支援する仕組みとして、農家が人手を必要としている時季には、市民グループ等が農家の農作業を支援する仕組みが必要となっている。

このような取組は農業が盛んに行われている地域では農作業の忙しい時期に有効であり、耕作放棄地の多い地域では、遊休農地の解消のために年間を通して導入が可能であり、里山においても農地の利用増進の一助になると考えられる。

援農システムの事例としては、小田原市や相模原農業協同組合が行っているサポートバンクや、横浜市が行っている市民農業大学講座などがある。これらはいずれも、一般市民を対象に農作業の研修を行って、農作業の知識がある人材を養成し、それらの人材に、人手を必要とする農家の手伝いをしてもらうものである。

里山の農地保全を進めるためには、援農システムの発展型の導入も必要であり、農業のワークシェアという概念で、農家だけでは、耕作しきれない農地を活用する視点で、都市住民等に農地を耕作してもらい、労力の対価として収穫の一部を現物で供与する仕組み等も検討が必要である。

(I) 中高年ホームファーマー制度

県では、平成 14 年度から、農作物の栽培技術等の基礎的な研修を受けた定年退職者等に、耕作放棄地となっているフィールドを活用して、耕作をしてもらうことで農地の保全を図る「ホームファーマー制度」の取り組んでいる。なお、平成 15 年度は、城山町、相模原市、秦野市、中井町、城山町で実施する計画である。

これは、市民農園が 1 区画 20 平方メートルから 30 平方メートル程度の小さい区画であるのに対し、県が遊休農地を整備して 300 平方メートルから 500 平方メートル程度の区画を貸し出し、農業改良普及センターの実践的な研修を受けながら、市民が耕作を行うものである。

ほ場は全体で 1 ヘクタール程度に及ぶことから、遊休農地が集団的にある里山では、この制度の導入による農地の利用増進が期待される。

(オ) 農業生産法人への参加

一般市民が、実際に農業の担い手となって耕作放棄地や遊休農地で活動する手法の一つとして、地域の農業者が中心となって設立する農業生産法人に出資し、農業経営と農作業に参画する方法が考えられる。

県内の事例としては、相模原市内で、平成 12 年 10 月に 6 人の農業者と 17 人の消費者が構成員となって設立した有限会社青空農園があり、55 アールの耕作放棄地を借り受け、野菜を栽培して農作業に従事した時間に応じて一般市民も含めた出資者に分配したり、他へ販売している。

農業経営へ市民が参画するシステムであり、農家と市民との信頼関係の構築が前提となることから、援農、ホームファーマーなどの段階を経たうえで、機が熟した時点で里山保全の取組として、導入が検討されるシステムであると考えられる。

ウ 水辺の保全のための取組（ビオトープ）

水田、農業用水路、ため池等の水辺は里山の重要な構成要素であり、里山の多様で貴重な動植物の中には、メダカ、ドジョウ、カエル、トンボ、ホタル、ゲンゴロウ等の水生昆虫やツリフネソウなど、水田、用水や小川など水辺や水

中を生活の場としているものもある。

「里山づくり」においては、コンクリート護岸等の人工的な水路を、より自然に近い形に改修したり、休耕水田に水を張ったりすることで、動植物が生息・生育しやすい環境とするビオトープの取組を進め、減少している種が自力で増えることができる条件整備を行うことも重要である。

農家の手入れが行き届かない水路や畦畔は、市民グループが活動のフィールドとしやすく、いろいろな水生生物ともふれあえることから子供たちも参加した取組が可能である。

小田原市の小学校では、里山の絶滅危惧種として注目されているメダカを育成する取組が行われている。そのほかにも、ホテルに関わる地域のイベントを開催し、地域の活性化につなげている例が見られる。

エ 集落としての取組

集落も里山の景観を形成する重要な要素であり、「里山づくり」において、集落の景観をできるだけ里山にマッチした良好なものとして維持していくことが大切である。

そのための取組の一つとして、地域の住民の行動規範となる憲章のようなものを制定し、地域住民が、それぞれ意識して里山の景観の保全に努めることが考えられる。屋敷林や社寺林、由緒のある民家などを、憲章の精神に基づき所有者自らが保全に努めるほか、地域住民が協力して保全するというものである。

横浜市青葉区にある寺家ふるさと村では、地域に里山の大切さを意識させる「寺家ふるさと村憲章」を制定している。

オ 里山の保全活動を発展させる交流等の取組

農地や山林等で行われているいろいろな里山の保全の取組や活動が、地域全体の取組、地域の活性化へつながっていくためには、里山の保全活動や地域の農業を地域住民に理解してもらうための取組が必要である。

(ア) 里山祭り等のイベント

収穫祭等で、地域住民や市民グループ等が農産物の収穫に参加したり、そこで採れた農産物の試食をしたりすることによって、地域の農業に対する理解が深まり、里山の保全活動の発展に必要な、農家等の地権者と市民活動グループとの間で信頼関係が醸成されることが期待される。

また、地権者や地域住民等を対象に、里山に関する有識者や里山保全活動のリーダーを招いて、里山シンポジウム等を開催することにより、地域全体で里山保全活動に取り組む環境を醸成することも有効である。

(イ) 体験農業

一般市民が、農家の指導を受けて、田植えや稲刈り、野菜の収穫など、農作業を体験したり、収穫したものを味わったりすることにより、農業のたい

へんさ、大切さなど農業や農村への理解を深めてもらうことに有効である。「里山づくり」のきっかけとして、都市住民の参加を促進する効果が期待される。

(ウ) 地元農産物の直売

里山における農業経営は、小規模な農家を中心であり、市場出荷では不利な点がある少量多品目の生産を行っている農家が多い。

このような地域では、直売所の設置は、地域の農産物の販売促進、農業振興の方策の一つであるとともに、農家と消費者である地域住民の交流の場や農業に対する理解の促進にも重要である。

(I) 自然観察・散策

グループの活動として、また小中学校の総合学習の時間を活用して、自然観察や散策をすることで、動植物などの里山の自然に触れながら、農作物が栽培されている田んぼや畑、農作業の様子など四季折々で変化する風景を楽しむことができる。貴重な動植物や農村の伝統文化や風習など、里山の魅力を再発見し、里山の理解が深まることになり、里山の保全活動に対する理解、活動の広まりが期待できる。

また、里山を楽しむ活動は、里山の理解者を増やし、将来的な里山の保全につながるものと考えられる。

(オ) 里山保全活動のネットワーク

荒廃した農地や山林の保全、良好な景観や自然環境の保全、また地域農業の振興など、市民グループをはじめとする「里山づくり」の取組は多様である一方、個々のグループによる活動のエリア、取組メニューの範囲は、概して狭いと考えられる。

点としての「里山づくり」の市民活動を地域全体の「里山づくり」として発展させていくためには、それぞれの里山の保全活動のネットワーク化を図ることが必要である。市民グループ同士の連携や、市民グループの活動と行政の取組の連携などによって、エリアを拡大し、活動の高度化を図り、里山地域全体の保全に発展させる。

リーダー格の市民グループが地域で活動している他の市民グループに呼びかけたり、交流イベントや、地域の協議会など、市民グループのネットワーク化が進められることによって、グループ間の連携が図られれば、それぞれのグループの活動に広がり生まれる。また、個々のグループは新しいノウハウを得ることができるし、自分たちの里山の保全活動が、地域全体の「里山づくり」のなかでどのような役割を果たしているのかを知ることできるので、地域の「里山づくり」に向けて、新たな活動を展開することにつながる。

県内においては、このようなネットワークの事例として丹沢山麓の里山の保全活動を行っている市民グループによるネットワーク「丹沢大山ボランティアネットワーク」がある。

カ 保全活動を継続させるための参加者メリットの導入

市民活動グループによる里山保全の活動が行われていても、地権者の事情で市民活動グループに提供しているフィールドの返還を求めたり、あるいは活動に参加していた人が参加しなくなったり、里山の保全活動が継続されなくなるようなこともある。

そのようなことをできるだけ避けるためには、地権者や里山の保全活動に参加する人にメリットを与える仕組みも有効である。

また、メリットを与えることは、活動の継続だけでなく、里山保全活動に関わる動機付けともなることが期待される。

(ア) 地域の農産物等の提供

農作業の手伝い等、里山保全活動の参加者に、地元で採れた特産品や有機農産物等を提供したりすることは、活動への参加を促進する効果がある。

消費者が、栽培費用の一部を負担し、農家と共同して荒廃農地を使った大豆栽培に参加することで、安全な大豆を手に入れるということが既に行われている。

(イ) 里山の利用機会の提供

地権者が市民活動グループにフィールドを提供して里山の手入れを行ってもらう代わりに、レクリエーション活動など、市民活動グループにある程度里山を自由に利用することを認めることも、里山の保全活動の促進に有効である。

ボランティア活動で作業しか行われないと、一般参加者の活動を継続する意欲が低下するので、作業とレクリエーション活動を組み合わせて、里山の保全活動の継続を図ることも必要である。

(ウ) 入山料等の徴収

山菜採りやキノコ狩り等の入山者から料金を徴収している例が全国各地で見られるが、これを応用して、里山の利用者から料金を徴収し、フィールドを提供する地権者や里山の手入れを行っている市民活動グループ等に還元することのものである。

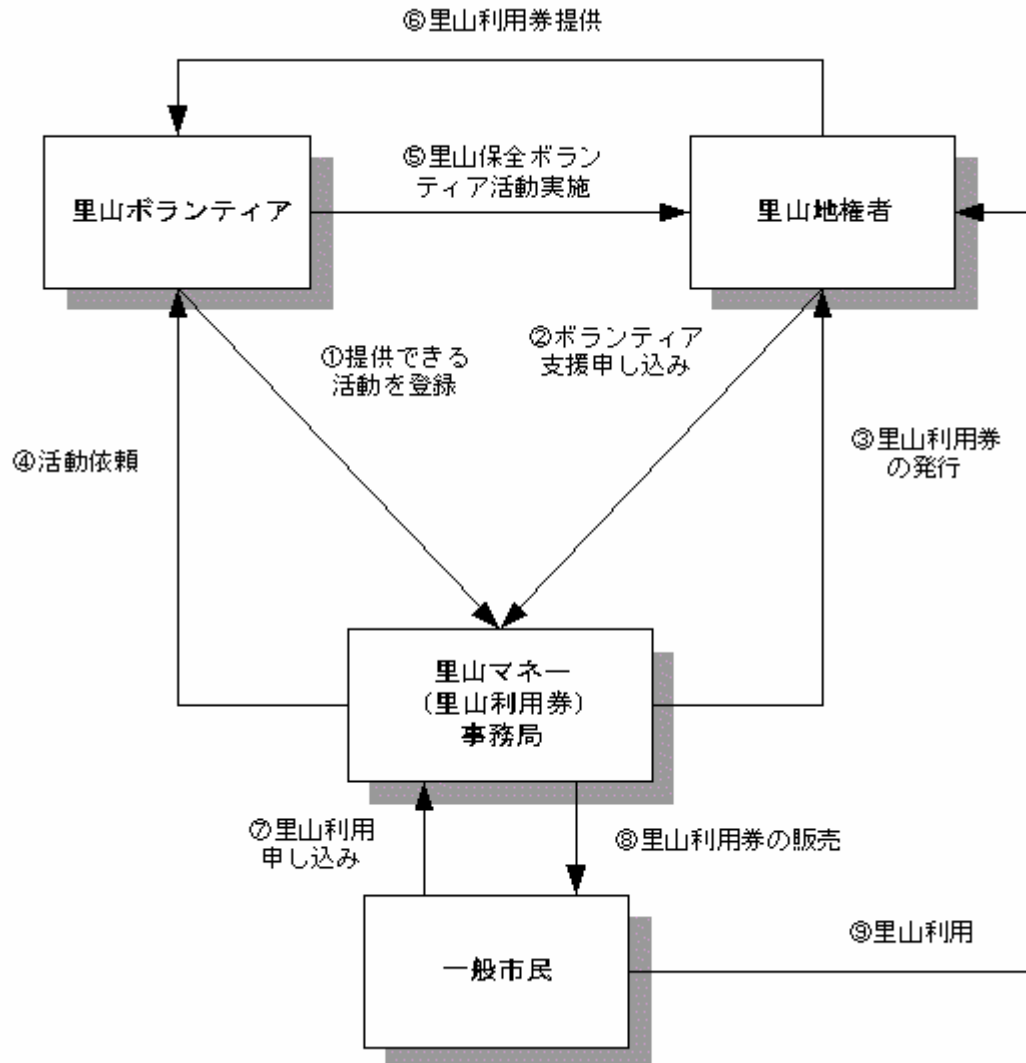
(イ) 地域通貨

里山でレクリエーションを楽しんだり、地元で採れた農産物等と引き換えたりすることができる一定の地域だけで通用する里山利用券を設定し、里山保全活動に参加した人に対して配布したり、里山利用券を里山利用者に販売

したり、することによって流通させ里山の保全につなげるものである。

地域全体の取組として、地域の活性化につながる方策の一つとして効果的である。

地域通貨の仕組み



(2) 行政の支援

この構想では、「里山づくり」を、地域の活性化、農地・森林・緑地の保全、公園の整備、市民との協同、大人も含めた体験学習など、多様な要素でとらえている。

これらの視点で施策を展開している県や市町村の部局、課などの組織は、地域振興、環境行政、農政、都市施設、市民活動、教育を所管するものとして多岐にわたっているため、行政が地域の主体的な取組を支援して「里山づくり」を円滑、

効率的に推進するためには、部局横断的な協議組織を設置するなどして、それぞれの組織が連携を図り「里山づくり」に向けて、取組の方向性、実施時期等について十分に調整を行うことが必要である。

また、県では、現在、森林・緑地の保全のための取組、地域の活性化のための取組など里山に関連する取組を進めており、行政の支援は、これらの施策と調整を図りながら進める。

「かながわのナショナルトラスト制度」や、市民グループとの協働事業は、「里山づくり」の基本的な考え方に沿っているので、「里山づくり」の推進を図るうえで、これらの施策と連携をとることが有効であり、「水源の森林づくり」や「水源地域交流の里づくり計画」は、対象としているエリアが一部で里山と重複しており、また「里山づくり」とも関連するメニューもあるので、棲み分けをする。

ア 「里山づくり」の初期の段階の支援のための取組

里山の動植物や里山の荒廃に対する個人的な関心が、グループによる里山の保全活動の開始、そして、地域ぐるみの「里山づくり」に発展するためには、地元農家等の地権者をはじめとして、地域住民の間にも、そのような保全活動が受け入れられることが必要である。

そこで、「里山づくり」において行政が果たす重要な役割の一つとして、地元農家等の地権者や里山保全に担い手として参加する地域住民等に対して、「里山づくり」の意義を啓発し、里山保全への参加意識の昂揚を図るとともに、地元における市民グループが参画した里山保全の体制づくりを進めることなど、「里山づくり」の初期の体制をつくること、すなわち「里山づくり」をインキュベートすることが挙げられる。

「里山づくり」のインキュベートの具体的ものとして、次のような取組が有効である。

(ア) 里山フォーラムの開催

農村文化の専門家、里山の動植物の専門家、地域で活動しているグループ等を招いて里山フォーラムを開催し、地権者や地域住民等に対して、良好な景観や多様な生物の棲息など里山本来の魅力、管理が行き届かず荒廃している里山の現状、里山保全の必要性等、意識啓発を行う。

(イ) 里山体験イベントの開催

里山農業の田植えや農産物の収穫の体験、山菜やキノコや地場産農産物の試食会、自然観察やドングリを使った工作や遊びをすることも体験教室など、地域住民や子どもたちに里山を実際に体験してもらうことにより、里山保全意識の普及・啓発を行ったり、里山保全のための実践活動への参加を促進する。

(ウ) ワークショップ等の開催

里山を構成する農地や山林の状況、地域にある里山の資源（動植物、農村の文化・技術、遺跡等）、里山保全に対する地権者の意向等を把握しながら、地元農家、地域住民等を中心としたワークショップを開催することによって、地域住民、農林家の自発的な保全活動グループの形成や「里山づくり計画」の作成など、「里山づくり」に向けて基礎的な条件を整備する。

イ 市民グループの里山の保全活動を支援する取組

里山の保全は、地元農家等地権者だけで進めていくことは困難であり、市民グループ等と連携した保全活動の展開が必要であるが、市民グループの里山保全活動は、地域的な偏りがあつたり、民有地での活動が少ないなど、県内のすべての里山で行われているものではない。

このようなことから、県内の「里山づくり」の推進に当たっては、地権者のフィールドと市民グループを結びつける仕組みづくりや市民グループの人材育成などにおいて行政が一定の役割を果たすことが必要である。

(ア) 地権者のフィールドと市民グループを結びつける仕組みづくり

里山の保全活動において、民有地をフィールドとした市民グループの取組が少ないのは、地権者が持っている荒廃した農地や山林と市民グループを結びつけるとの接点が乏しいことや、もし接点があつても市民グループと地元農家等の地権者との信頼関係の醸成に時間がかかるということが原因である。

したがって、管理の手を入れる必要がある山林や農地を市民グループに保全してもらいたい、フィールドとして提供してもよいと考えている地権者が、それらの情報を提供し、市民活動グループが、その情報をもとに地権者と折衝して里山保全活動に取組を開始するという仕組み（里山情報バンク）を構築することが必要である。

このような仕組みの運営には地権者、市民グループの双方から信頼を得ていることが必要であることから、里山のある地元の自治体が関わることで、地権者と市民グループの調整をスムーズに進めたり、当事者間に問題が発生した際にも適切な対応をするうえで有効である。

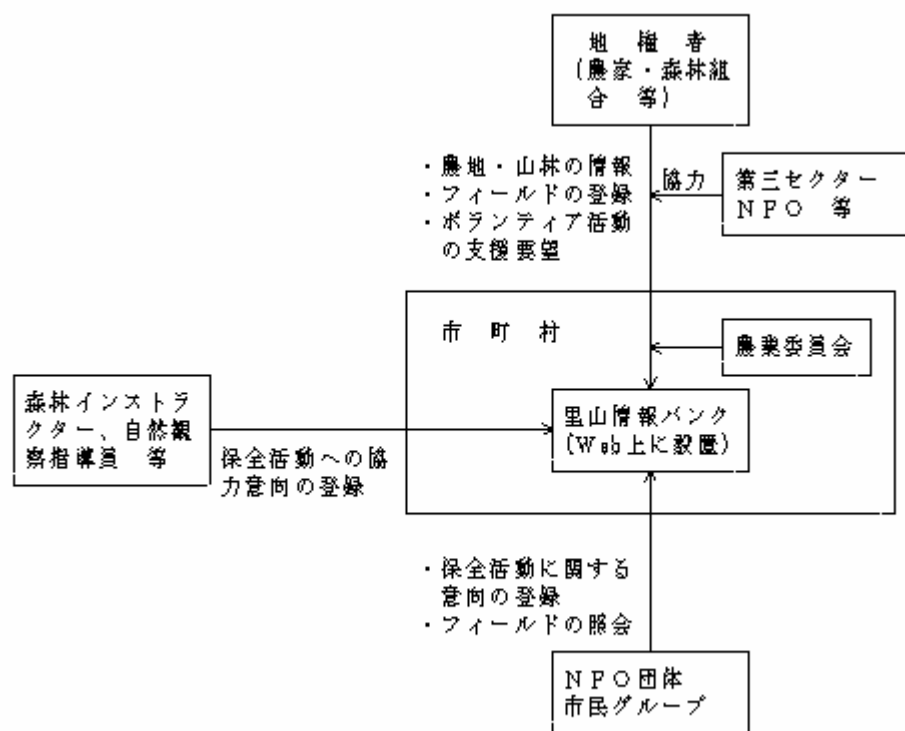
社団法人かながわ森林づくり公社では、森林の保全の取組の一環として、森林の所有者に対してフィールドの提供の照会を行い、所有者から手入りを依頼されたフィールドを対象に、市民グループと連携して手入れを行う取組を行っている。また、農地については、秦野市農業委員会が市民ボランティアを募集して、荒廃農地を管理する取組を行っているなどの例がある。

今後は、このような取組を発展させ、里山の農地と山林の双方の情報を提供できるような形のものにしていくことが必要である。

耕作放棄地など農地の情報は市町村の農業委員会が有していることから、農地や山林の募集、地権者の意向の把握は、地域の人との関係の深い市町村が行うことが効率的であり、市町村を主体とした、フィールドと市民グループ

プを結びつける里山情報バンクの整備が必要である。

地権者とフィールドを結びつける例(里山情報バンク)



(イ) 市民グループの人材確保・育成

県内各地の里山の保全を進めていくには、現在活動を行っている市民グループの活動だけでは不十分であるので、里山の保全活動に参加する人材を確保したり、管理技術の向上を支援して、市民グループによる里山の保全活動を発展させることが必要である。市民グループの活動を増やすには、まず最初に中心となる人材を育成し、一般の参加者を市民活動に結びつけていく取組を進めることが大切である。

県内でも、既に、ボランティアリーダーの養成を行っている自治体もあり、

社団法人かながわ森林づくり公社でも、森林インストラクター等の養成を行っている。横浜市では、実際の農作業を通して農作物の栽培技術などの基礎知識を習得してもらう講座を開き、援農など「農」と関わろうとしている人を養成している。また、県では、農業体験や学習ができる施設として「花とみどりのふれあい拠点」の整備を進めており、このような取組がそれぞれ連携を図ることによって、森林や農地の保全活動のリーダーや参加者の養成が効果的に進められるものと考えられる。

ウ 地域農業の活性化を図る交流施設等の施設整備への支援

「里山づくり」を進めていくうえで、従来の主に生産性を向上させる視点からの基盤整備ではなく、地域全体の景観を維持するという視点から、地域農業振興計画等に沿って農地等の整備を行うことも必要である。具体的には、市町村や県が、棚田の復元など、里山の風景にマッチするような整備の支援を行ったり、コンクリート三面張りの水路を、里山の水性生物が生息しやすいようにできるだけ自然に近いものに改修したりすることなどが挙げられる。

また、「里山づくり」への市民参加を促す農業と消費者との交流施設や、散策路、トイレなど里山の保全活動に必要な簡易な整備の助成をすることも必要である。

エ 地域のグループづくりや「里山づくり」の活動への支援

地域の農家が「里山づくり」の体制を整備したり、農地保全のためのさまざまな取組を進めて、地域の農業の活性化をや地域づくりを図っていくには、それぞれの取組のコーディネータの役割を担うものが必要である。そのようなノウハウを蓄積している県や市の関係機関が支援を行うことで、「里山づくり」を円滑に進められる。既存事業等を活用した援農グループの育成、イベントの開催などへの助成も「里山づくり」にとって効果的である。

また、県には、ボランティア活動を支援する組織として、かながわ県民活動サポートセンターがあり、県内でも、そのような組織が設置されている自治体がある。このような組織が連携して、里山の保全活動に関する取組を明確に位置づけて、市民グループの活動を支援していく必要がある。

オ 里山の保全活動を継続させるための取組

(ア) 地域指定や地権者に対する税の優遇措置等

里山の保全管理の状態は、地権者の都合や保全活動を行っている市民グループの活動状況などに影響される。せっかく築かれた地権者と市民活動グループの信頼関係が損なわれると、長年続いてきた里山の保全活動が滞り、良好な里山環境が後退してしまうことも考えられる。

相続や税金の負担などから里山が売却されたり、開発の対象となったことから、いままで里山の保全のための活動をしていたフィールドを返すように地権者から求められて、活動が継続されなくなったという例が、県内でも実

際にみられ、市民グループからは、そのような不安定な状況で活動していかなければならないことが課題として指摘されている。

行政が担う役割の一つとして、そのような事態が生じる危険性をできるだけ小さくして、里山の保全活動や良好な里山環境を永続的なものとするための担保の仕組みを構築することが挙げられる。

そのための具体的な取組として、地権者や地域住民の間で今後も里山を保全していこうとする意識が強まるなど、地域の合意が形成された時点で、市町村や関係機関が、里山を保全するための地域指定などを検討することが必要である。併せて、里山のフィールドを提供している地権者にも、保全活動への動機付けとなるメリットを付与するため、一部の自治体で実施して効果をあげている、固定資産税の減免など税の優遇措置等を認めることなども検討することが必要である。

さらに、相続税の負担の問題は、森林が売却されて開発の対象となったりすることのほかに、農家本人以外のものが農地を耕作することが制約されている点からも課題として認識されているので、里山の保全活動の取組と調整が図られるよう政策的な税制度を検討することを国へ要請していく必要もある。

(イ) バイオマスとしての里山の利用の検討

里山では、1960年代まで、雑木林で採取する薪や落ち葉、下草を、農業や日常生活で利用する一つの物質循環系が維持されていたのに対し、現在の「里山づくり」において、そのような物質循環系を維持していくのは困難な状況である。

しかし、里山保全の活動が盛んになればなるほど、里山の手入れを行って生じる、薪、間伐材、落ち葉などの処理の必要性は高まるので、いずれ、里山のこのような資源を活用する仕組みを構築していかなければならないことを課題として認識する必要がある。